

平成28年1月14日
教育委員会事務局

(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)について

〔付議要旨〕

第2次世田谷区教育ビジョンの重点事業の一つである「新教育センターの整備」について、「新教育センター基本構想検討委員会」のもとで、施設機能面を中心とした構想の素案を取りまとめたので報告する。

1 主 旨

新教育センターの整備については、現在の教育センターと併設されている中央図書館の機能・ネットワークの拡充とともに、平成26年3月に策定した第2次世田谷区教育ビジョンのもとで、今後10年間で重点的に取り組む事業として位置づけている。

教育委員会事務局では、昨年6月に、学識経験者や公私の学校関係者等で構成する「新教育センター基本構想検討委員会」を立ち上げ、区の教育の現状や今後の教育改革の動向などを踏まえた新教育センター機能のあり方等の検討を進め、このたび、施設の機能面を中心とする、『(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)』を取りまとめたので、報告する。

なお、本素案をもとに、来年度の世田谷教育推進会議等を活用し、区民や教職員、児童・生徒等への意見聴取を行い、構想に反映させるとともに、施設面の基本構想(5月～10月で策定予定)と合わせ、新教育センターの機能面と施設面の全体像を示す「新教育センター構想(案)」を本年12月を目途にとりまとめていく。

2 これまでの経過

平成27年6月4日	第1回	新教育センター基本構想検討委員会
7月22日	第2回	新教育センター基本構想検討委員会
7月24日	平成27年度第2回	世田谷教育推進会議(アンケートなど)
9月2日	文教常任委員会	報告(検討状況・機能イメージ)
10月17日	平成27年度第3回	世田谷教育推進会議でのワークショップ (テーマ:共に考える学校支援[新教育センター]ほか)
10月27日	第3回	新教育センター基本構想検討委員会
11月14日	無作為抽出型	「世田谷区の教育に係る区民ワークショップ」
12月16日	第4回	新教育センター基本構想検討委員会

3 素案の内容

- (1)(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)概要版(別紙1のとおり)
- (2)(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)(別紙2のとおり)

4 今後の予定

平成28年1月26日	教育委員会報告
2月8日	文教常任委員会報告

（新教育センター構想（素案）の構成）

- 1 構想の策定にかかる基本的な考え方
- 2 新教育センターの基本方針
- 3 新教育センターの機能
- 4 新教育センターの各機能と運営・事業展開の方向
- 5 新教育センターの組織運営のあり方
- 6 新教育センターの施設のあり方
- 7 現在の教育センター事業についての課題
- 8 今後の取り組み

1 構想の策定にかかる基本的な考え方

(1) 区の教育を取り巻く状況

社会状況の変化で、子どもや学校を取り巻く環境が変貌し、教育課題等が表出義務教育及びその後の教育の基礎となる幼児教育・保育の質の向上も必要教職員も、ベテラン教員のノウハウなどが継承しづらい中で、様々な教育課題や学校への要望などの対応等などで多忙、教育活動の実践にも影響

解決には、海外の先進例なども参考に、教職員の指導力の向上、地域や専門人材の活用など多様な手法で、学校や子ども等への総合的・効果的な支援が必要

(2) 教育改革の動向

国は、21世紀に相応しい教育体制の構築を狙いに、様々な教育制度改革を推進幼児教育や義務教育では、「幼児教育の位置づけの明確化」「教育委員会制度改革」「子ども・子育て支援新制度」などを実施

このほか、フリースクールなどで学ぶ児童・生徒等への支援等の動きの中で、今後に影響が大きいものは、「学習指導要領の改定」と「幼児教育・保育の振興」

(3) 新教育センターの必要性

学校や教職員が抱える課題は、複雑・多様化し、学校組織や教員の専門性だけで対応することが難しくなっている

課題の多くは、子どもや家庭などの抱える課題などの反映でもあり、学校や子ども、保護者などを総合的かつ効果的に支援していくことが必要

教育委員会では、教育センターを活用し、教職員や児童、生徒への様々な支援に取り組むが、現在施設は多様な研修・研究などを支える設備や機能面などに課題

教育課題や教育ニーズ等に対し、学校と共に適切な対応を行うには、現在の教育センターが担う機能の拡充や、幼児教育・保育の推進等の新たな機能の付加だけでなく、事務局各課で取組む関連事業の機能を集約・一元化した機関で、かつ保護者、家庭、地域、教育関係機関と連携協働して対応する中核的な推進機関が必要

2 新教育センターの基本方針

新教育センターは、時代の変化を捉え、学びの再構築などに取り組む、幼稚園及び小・中学校を積極的に支援する『学校教育の総合的バックアップセンター』として位置づけ、以下の4つの役割を担う拠点として構想

教職員、学校を支援する

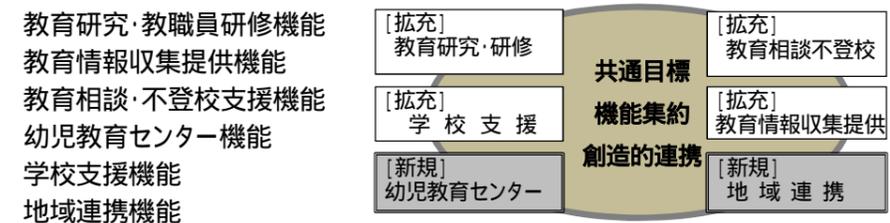
世田谷区のめざす教育を推進する

子ども一人ひとりの学び(育ち)を支援する

家庭、地域や教育関係機関との連携・支援を促進する

3 新教育センターの機能

2の基本方針を具体化するため、以下の6つの機能を整え、各機能の創造的連携の中で、効果的な機能発揮をめざす



4 新教育センターの各機能と運営・事業展開の方向

(1) 教育研究・教職員研修機能

1) 教育研究機能

教育の充実には、専門性のある教育推進の中核的な機関により、教育課題や教育課程等の研究を行い、その成果を各学校に普及し、支援することが重要

【事業展開の方向】

- * 教育課題、教育課程、学校経営、学校運営などに関する調査研究
- * 教材、モデル的指導案の収集・蓄積・開発及び提供
- * 研究成果や各種データ等の収集・作成・提供 など

2) 教職員研修機能

学校や教育ニーズも踏まえた体系化した研修を効果的に行っていくことが有効かつ不可欠。区のめざす教育を推進し、教育課題等への適切な対応に向け、教職員の専門性を高め、学校の教育力向上に資する研修を系統的に実施

【事業展開の方向】

- * 研修の企画運営（ライフステージ・職務・教科領域、課題別の研修など）
- * 校内研修への支援
- * 自主研修への支援 など

(2) 教育情報収集提供機能

教育課題等の研究成果や、教育研究校等の成果・指導案等の教育情報を収集提供する拠点機能。データベース化による教員への迅速な情報提供と発信

オランダの教育サポート機関の取り組みなどを踏まえ、デジタル化された情報、教材、教具など多様な形式を含めて収集

【事業展開の方向】

- * 学校教育に関する情報・資料の提供（資料室の運営、(仮称)メディアセンターの運営、広報媒体による情報発信 など）
- * 家庭教育に関する情報・資料の提供 など

(3) 教育相談・不登校支援機能

教育相談や不登校支援の機能を強化拡充し、支援のための拠点機能

拠点機能では、教育相談の「要」として、保健・福祉などの関係機関と連携したネットワーク型の相談対応などを推進

【事業展開の方向】

- * 教育総合相談窓口の運営
- * 学校への支援（スクールカウンセラー、学校教育相談研修 など）
- * 不登校児童・生徒への支援（不登校支援アクションプランに基づく取り組み）
- * 教育相談や不登校支援にかかる人材育成や研究活動 など

(4) 幼児教育センター機能

区全体の幼児教育・保育の向上のための調査研究や保育者の資質向上を図る研修、情報提供、家庭や地域への啓発など就学前教育の推進拠点

保育、子育て支援の担当所管との役割分担や連携方法などの明確化を図りながら各種事業を展開。フィンランドの「プリスクール」の取り組み等も踏まえ、区長部局と連携し、就学前の時期における、幼児教育・保育推進ビジョンを策定

【事業展開の方向】

- * 研究事業（教育課程、特別支援教育、保・幼・小の連携 など）
- * 研修事業（職層等の研修、保・幼・小合同研修、私立への研修支援）
- * 相談支援事業（保護者・家庭等や、保育者からの相談支援 など）
- * 情報提供・啓発事業（幼児教育情報や教材等の収集提供 など）
- * 連携事業（(仮称)幼児教育・保育公私連携協議会の運営 など）

4 新教育センターの各機能と運営・事業展開の方向

(5) 学校支援機能

複雑・困難化する教育課題等に的確に対応するには、地域の人材や専門の人材等を活用し、学校の教育力を高めることが必要

地域の材や外部人材等を広域的に確保し、学校と人材とを結びつける取り組みや、専門人材による学校支援や教育活動の推進、学校ボランティア組織への継続的な支援など、更なる外部人材の活用などによる学校支援の拠点機能

【事業展開の方向】

- * 学校支援活動の推進のための地域人材等の活用
 - 学校支援地域本部・地域運営学校の運営支援、地域人材の募集・登録・紹介・研修等、各種支援員等の配置支援 など
- * 専門性を有する人材の派遣による支援
 - 教育支援チームによる支援・学校図書館の運営支援 など

(6) 地域連携機能

世田谷全体の教育の振興、幼児・児童・生徒の育成などを目的に、区内大学や就学前教育機関、様々な教育関係の団体等との連携・協働を推進するための拠点機能

大学や留学生を含めた学生の専門性等を活かした学校インターンシップの導入等や大学の相互連携・人材交流など新たな連携・協働への環境づくりを検討

【事業展開の方向】

- * 区内大学とのネットワーク構築、連携・協働
- * 就学前教育機関とのネットワーク構築、連携・協働
- * 教育関係団体やNPO、事業者等との連携・支援
- * 連携・協働などを促すための取り組み * 施設の地域開放 など

5 新教育センターの組織運営のあり方

新教育センターで構想する教育研究や教職員への研修をはじめとする諸機能が効果的に発揮され、学校・子ども・保護者等への支援に確実につなげていくためにもその運営のための組織や運営のあり方などが重要

(1) 組織の基本的考え方

組織のあり方（事務局組織の再編・事務移管 など）

専門職等の拡充及び専門家の活用（指導主事等の拡充・研究ポストの設置等）

(2) 運営の基本的考え方

諸機能の創造的・有機的連携（センター全体の共通目標の設定 など）

柔軟な運営（利用者の視点からの施設運営 など）

区内教育機関や関係団体等との連携（センター運営への参加 など）

6 新教育センターの施設のあり方

- (1) 若林小学校跡地活用方針（活用方針を踏まえた取り組み）
- (2) 複合化の推進（機能面・施設面における融合 など）
- (3) 新教育センターの施設整備（公共施設等総合管理計画等との整合 など）

7 現在の教育センター事業についての課題

現在の教育センター諸施設等を活用し実施している事業については、本構想との整合や、施設面の制約などからの課題、また、併設の中央図書館の機能拡充なども視野に入れ、そのあり方や取り扱いについて、さらに検討

8 今後の取り組み

本素案をもとに、世田谷教育推進会議等を活用し、区民等への意見聴取を行い、構想に反映させるとともに、施設面の基本構想と合わせ、新教育センターの機能面と施設面の全体像を示す構想(案)を平成28年12月を目途にとりまとめていく

(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)

平成28年1月

世田谷区教育委員会事務局

目 次

1	構想の策定にかかる基本的な考え方	1
(1)	区の教育を取り巻く状況	1
(2)	教育改革の動向	2
(3)	新教育センターの必要性	4
2	新教育センターの基本方針	5
	教職員、学校を支援する	
	世田谷区のめざす教育を推進する	
	子ども一人ひとりの学び(育ち)を支援する	
	家庭、地域や教育関係機関との連携・支援を促進する	
3	新教育センターの機能	6
	教育研究・教職員研修機能	
	教育情報収集提供機能	
	教育相談・不登校支援機能	
	幼児教育センター機能	
	学校支援機能	
	地域連携機能	
4	新教育センターの各機能と運営・事業展開の方向	8
(1)	教育研究・教職員研修機能	8
1)	教育研究機能	8
	基本的な考え方	
	運営・事業展開の方向	
2)	教職員研修機能	10
	基本的な考え方	
	運営・事業展開の方向	
(2)	教育情報収集提供機能	12
	基本的な考え方	
	運営・事業展開の方向	
(3)	教育相談・不登校支援機能	14
	基本的な考え方	
	運営・事業展開の方向	
(4)	幼児教育センター機能	16
	基本的な考え方	
	運営・事業展開の方向	

(5) 学校支援機能	1 8
基本的な考え方	
運営・事業展開の方向	
(6) 地域連携機能	2 0
基本的な考え方	
運営・事業展開の方向	
5 新教育センターの組織運営のあり方	2 2
(1) 組織の基本的考え方	2 2
組織のあり方	
専門職等の拡充及び専門家の活用	
(2) 運営の基本的考え方	2 2
諸機能の創造的・有機的連携	
柔軟な運営	
区内教育機関や関係団体等との連携	
6 新教育センターの施設のあり方	2 4
(1) 若林小学校跡地活用方針	2 4
(2) 複合化の推進	2 4
(3) 新教育センターの施設整備	2 4
施設整備の考え方	
具体の施設整備に向けた検討	
現在の教育センター移転後の施設活用	
7 現在の教育センター事業についての課題	2 6
新教育センター構想との整合	
現在の教育センター施設面からの整理	
中央図書館の機能拡充との整合	
今後の施設整備等の検討	
8 今後の取り組み	2 7
資 料 編	2 9

1 構想の策定にかかる基本的な考え方

(1) 区の教育を取り巻く状況

世田谷区教育委員会では、平成17年3月に「世田谷区教育ビジョン」を策定し、そのめざす教育の方向を示し、長年取り組んできた地域の教育力をいかした「地域とともに子どもを育てる教育」を基本に、教科「日本語」や「世田谷9年教育」など、様々な特色のある取り組みを実践してきた。

また、平成26年3月には、世田谷区の基本構想や基本計画の策定を機に、平成26年度を初年度とする今後10年間の教育の方向を「第2次世田谷区教育ビジョン」として取りまとめた。

ビジョンでは、「地域とともに子どもを育てる教育」の一層の推進と、多様性を尊重しつつ、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代を生き抜く基盤となる「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよく培っていくことなどを重視している。

この、いわゆる『知（知育）・徳（徳育）・体（体育）』をバランスよく培っていく根幹を成すものは、学校（園）における教育活動である。

この教育活動の適切かつ効果的な推進には、昨今の社会の急激な変化の中で、子どもや学校を取り巻く環境が大きく変貌しており、子どもたちにも大きな影響を与えるとともに、様々な教育課題などが表出している。

学校設置者としての教育委員会や学校においては、子どもたちの課題解決に必要な思考力、判断力、表現力、新たな価値を生み出す創造力などの低下や、運動習慣の低下、また規範意識や自己肯定感、自尊感情の醸成など、その解決に向けた取り組みをさらに推進していく必要がある。

さらに、教育活動において、配慮を必要とする子どもたちが増えてきていることや、学校に自分の居場所を見出すことができない子どもたちなどへの多様な対応が求められてきている。

また、近年、生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児期の教育・保育の重要性への認識も高まっており、義務教育及びその後の教育の基礎となる幼児教育・保育の質の向上も求められている。

教育活動の成否を握る教職員においても、教員の大量退職、大量採用が続く、ベテラン教員の指導経験やノウハウなどが継承されにくい状況になっている中で、様々な教育課題や学校に関する要望などへの対応等のために、多忙で子どもに向き合う時間が少なくなってきたり、教育活動の実践にもその影響を及ぼしている。

こうした教育に関する諸課題の解決のためには、オランダやフィンランドなど海外先進事例における効果的な取組例などを参考にしつつ、教職員の専門性や指導力のさらなる向上により、学校の教育力・組織力を効果的に高めていくことや、地域の教育力を活かした取り組み、専門性のある人材等を活用した支援など多様な手法を通して、学校（園）や教職員、幼児・児童・生徒や保護者などを総合的かつ効果的に支援していくことが求められている。

(2) 教育改革の動向

国では、平成 18 年、19 年の教育三法（教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織運営に関する法律）の一部改正以降、21 世紀にふさわしい教育体制の構築をねらいに、様々な教育制度の改革が進められている。

区の教育行政に係る幼児教育や義務教育などに限って、その動向などを簡単に紹介すると、

幼児教育の位置づけの明確化（教育基本法・学校教育法の条文に、幼児期の教育が新たに規定されるとともに、幼児教育を「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」であることを明記）

教育委員会制度改革（教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、教育振興に関する大綱策定、国の地方公共団体への関与の見直し など）
土曜日の教育活動の推進（学校設置者の判断により土曜授業が可能であることを明確化）

小中一貫教育をはじめとした学制改革（新しい学校種としての「小中一貫教育校（義務教育学校・小中一貫型小中学校（仮称））」の制度化など）
子ども・子育て関連 3 法の制定及び子ども・子育て支援新制度の施行（すべての子どもに質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供をめざす子ども・子育て支援新制度の開始）

道徳教育の充実（学習指導要領の一部を改訂し「特別の教科 道徳」の設置。小学校は平成 30 年度、中学校は 31 年度からの道徳科の実施に向け、評価のあり方などを審議中）

などである。

このほか、国では、学校の組織力をより高めるための「チームとしての学校」のあり方と今後の方策や、フリースクールなどで学ぶ不登校の児童・生徒等への支援、幼児教育の重要性を踏まえた幼児教育の無償化などの検討が行われている。

こうした教育改革の動きが様々にある中で、今後の学校教育に大きな影響などを与えると考えられるものは、次のとおりである。

【学習指導要領の改定】

次期の学習指導要領は、平成 28 年度中にはその全容が示され、小学校は平成 31 年度から、中学校は 32 年度から全面実施の見込みで、以下の事項を柱に、現在中央教育審議会で審議中である。

教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価のあり方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

[検討の視点]

- ・ これからの時代を自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくための必要な資質・能力の捉え方やそれらと教育目

標・内容との関係

- ・ 育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法、特に「アクティブ・ラーニング」の具体的なあり方や学習指導要領等における示し方

新たな教科・科目等のあり方や既存教科・科目等の目標・内容見直し
[検討の視点]

- ・ グローバル社会において求められる英語教育のあり方（小学校の英語教育の拡充強化、中学校・高等学校の英語教育の高度化）や道徳の教科化、幼児教育と小学校教育の円滑な接続、特別支援教育の着実な推進に向けた見直し など）

学習指導要領の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム
・ マネジメントや学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

[検討の視点]

- ・ 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
- ・ 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や新しい学びに対応した教材や評価手法等の開発・普及

【幼児教育・保育の振興】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期で、諸外国の研究で質の高い幼児教育がその後の学力の向上や、将来の所得向上、犯罪率の低下などにつながるという研究結果が示されるなど国際的にも幼児期における教育の重要性が認められてきている。

わが国でも、こうした幼児教育・保育の重要性への認識の高まりの中で、前記した教育基本法等の改正による幼児教育の位置づけ等の明確化とともに、平成25年度に策定された国の第2期教育振興基本計画においても、幼児教育を基本的な施策のひとつに位置づけ、幼児教育の無償化の方策やその財源確保などが今後の検討課題に盛り込まれている。

また、平成27年4月から本格実施した子ども・子育て支援新制度の施行の中で、幼児教育・保育の量の拡充が図られてきており、今後は、幼児教育・保育の質の向上やその検証、取り組みへの行政の説明責任が一層求められる状況となってきた。

教育委員会としても、今後の幼稚園教育要領の改訂動向等を踏まえつつ、区長部局との連携・協働しながら、積極的に幼児教育・保育の質の向上にかかる取り組みや支援などを行っていく必要がある。

(3) 新教育センターの必要性

社会状況や子どもを取り巻く環境などが大きく変わる中で、学校や教職員が抱える課題は、指導上の課題をはじめ、特別支援教育など、より複雑化し、学校組織や教職員の専門性だけで対応することが質的な面でも量的な面でも難しくなっている。

これら課題の多くは、子どもや家庭などの抱える課題などの反映でもあり、学校設置者である教育委員会として、これまで以上に、学校の教育力を高めていくことや、地域の教育力を生かした取り組み、専門性を有する人材等を活用した支援など多様な手法を通して、学校や教職員、幼児・児童・生徒や保護者などを総合的かつ効果的に支援していくことが求められている。

こうした中で、教育委員会では事務局各課とともに、教育センターにおいて、教職員や学校、幼児、児童、生徒や保護者などに対する様々な支援に取り組んでいる。

現在の教育センターでは、教育指導課等との連携による教職員への各種研修の開催、教育図書等の収集提供による教育研究の支援、小・中学校の教育活動を支援する移動教室や科学センター事業などが行われている。

また、総合教育相談室では、教育相談や不登校相談、スクールカウンセラーへの指導助言、スクールソーシャルワーカーによる訪問活動や特別支援教育の推進のための校外アドバイザー事業などに取り組んでいる。

さらに、プラネタリウム等を活用した各種の投影活動をはじめ、天文に関する事業などが児童・生徒だけでなく、幼児や団体、区民等を対象に行なわれている。

一方で、これらの事業は、教育センター組織による主体的な事業活動は限られ、その多くが教育指導課や教育相談・特別支援教育課、学務課などの事務局各課が教育センターの諸施設を利用して、取り組まれている状況である。

また、現在の施設は、開設後28年目を迎え、研修室等の施設面におけるキャパシティ不足や、多様な研修・研究などを支える設備や機能面における課題なども出てきている。

こうした状況の中で、現在区が抱える教育課題や、今後新たに表出される教育課題や教育ニーズ等に対し、学校とともに迅速かつ適切な対応を行っていくには、現在の教育センターが担っている機能の深化・拡充や、幼児教育・保育の推進等の新たな機能の付加だけでなく、事務局各課で取り組む関連事業の大胆な整理・統合等により関連する機能を集約・一元化した機関で、かつ保護者、家庭、地域、教育関係機関等と連携・協働して対応する中核的な推進機関の設置が必要である。

幼稚園を含めて100校を超える区立学校を擁する世田谷区において、教職員の専門性の向上をはじめ、学校、子ども、保護者への支援の充実のために、十分な機能が発揮できる、世田谷の教育推進の中核機関の整備に向けた取り組みが求められている。

2 新教育センターの基本方針

世田谷区の教育を取り巻く状況や、国の教育改革の動向などを踏まえ、世田谷区の教育推進の中核的な機関として構想する新教育センターは、時代の変化を捉え、学びの再構築などに取り組む、幼稚園及び小・中学校を積極的に支援する『学校教育の総合的バックアップセンター』として位置づけ、以下の4つの役割を担う拠点として構想する。

教職員、学校を支援する

幼児、児童・生徒への質の高い教育活動等を推進していくため、教職員の指導力や資質・能力の向上、授業改善や学校マネジメントの充実等に向けた取り組み等を系統的・効果的に支援していく拠点とする。

そのために、系統的・一元的な研修の企画運営や自主的な研修等への支援、教育活動に関する相談や、各種の情報提供など教職員や学校が教育活動等を主体的・創造的に取り組める環境づくりに貢献する役割を果たしていく。

世田谷区のめざす教育を推進する

区の教育実態等を継続的に把握し、将来を見据え、中・長期的な視野に立ちながら、区の教育目標の実現に向け、区のあるべき、めざすべき教育を推進する拠点とする。

そのために、保育所、幼稚園、学校だけの解決が難しい教育課題や教育ニーズ等を的確に把握し、教育研究や研究成果に基づく実践及び教職員への研修、保護者や区民等への理解啓発等により、教育課題等の解決に導いていく役割などを果たしていく。

子ども一人ひとりの学び（育ち）を支援する

子どもの家庭生活や学校生活等に関わる相談などを通して、子どもや保護者などが抱えている問題の解決に向け、子どもや保護者、教職員や学校等を支援する拠点とする。

そのために、教育相談室と学校（園）における教育相談との連携強化とともに、保健・福祉などの関係機関とのネットワークにより、子どもや保護者の主体的な問題解決を支援していく役割を果たしていく。

家庭、地域や教育関係機関との連携・支援を促進する

区が長年にわたり実践してきた地域の教育力を活かした「地域とともに子どもを育てる教育」を深化させ、子どもの育ちや教育に関する家庭、地域や区内教育関係機関・団体等との連携・協働をめざす拠点とする。

そのために、学校、家庭、地域の連携を促す環境づくりや、区全体の教育・保育の振興に向けた公私の枠を超えた教育関係機関等との連携・協働をめざすしくみや、区内大学等と連携するための体制づくりの推進などの役割を果たしていく。

3 新教育センターの機能

前記した新教育センターの基本方針を具体化するため、新教育センターには、「教育研究・教職員研修」「教育情報の収集提供」「教育相談・不登校支援」「幼児教育センター」「学校支援」「地域連携」の6つの機能を構想し、各機能の創造的連携の中で、効果的な機能発揮をめざすものとする。

教育研究・教職員研修機能

区の教育の現状や教育改革の動向等を踏まえ、小・中学校の教職員の指導力や資質能力の向上を図るため、系統的・体系的な研修を企画運営する。

また、区の教育課題の解決や教育施策立案のための基礎資料の収集・提供、並びに授業改善、円滑な学級経営等を支援するための教育研究を行う。

教育情報収集提供機能

教育研究の成果をはじめ、様々な教育情報の収集・提供・発信の充実を図り、保育所、幼稚園、小・中学校や家庭、地域の教育力の向上を支援する。

また、次世代の育成支援のために、家庭や保護者を対象に、家庭教育や幼児教育・保育の普及・啓発と情報発信等を行う。

教育相談・不登校支援機能

子どもの心のケアや不登校の子どもへの支援等を推進するため、教育相談、ほっとスクールの充実とともに、学校における教育相談活動を支援する。

また、教育相談の「要」として、保健・福祉等の関係機関と連携・協働したネットワーク型の相談や支援を推進し、子どもの健やかな成長と発達を支援する。

幼児教育センター機能

幼児教育・保育の質の向上に向けた、幼稚園教諭や保育士の資質・能力の向上を図るための研修や調査研究などを行うとともに、私立幼稚園等が実施する研修等に対して支援する。

また、幼稚園教諭・保育士を対象とした相談・支援を行うとともに、幼児期からの一貫した支援体制を構築するための保護者・幼稚園・保育所・小学校との連携などを支援する。

学校支援機能

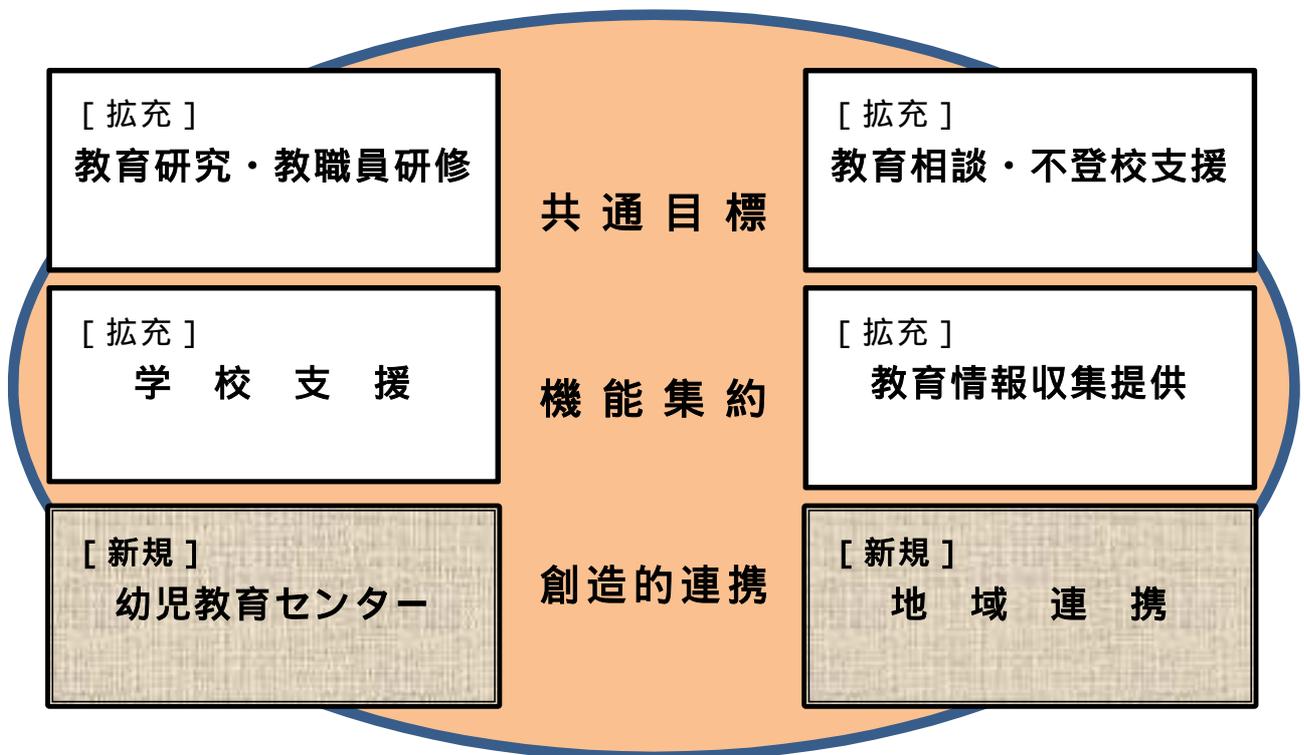
学校(園)が円滑な教育活動や学校運営を推進するための環境づくりやその支援などを行う。また、『地域とともに子どもを育てる教育』の一層の推進のため、学校(園)が地域人材等の支援を得やすくなるよう支援する。

地域連携機能

区内大学等の教育関係機関や教育関係団体等と、世田谷区全体の学校教育の振興を目的とした交流や情報共有等を通して、相互の連携・協働関係づくり等を推進する。

また、教育関係団体や地域のグループなどが企画・実施する教育に関するイベント活動等を支援する。

なお、新教育センターの機能イメージは、図のとおりである。



4 新教育センターの各機能と運営・事業展開の方向

(1) 教育研究・教職員研修機能

1) 教育研究機能

基本的な考え方

高度な知識や技術、的確な判断力を要求される現代社会において、学校を取り巻く教育環境は複雑化・多様化し、さらに保護者の価値観や学校へのニーズなども多様化してきている。

こうした中で、学校教育の一層の充実を図るには、教育の直接の担い手である教職員の指導力・資質の向上とともに、教育課題や学校運営、教育課程等に関する調査研究を行い、その成果を学校に提供し、普及のために支援していくことが重要である。

教育委員会では、現在、教育指導課で推進する「研究開発校等」に対する指導及び支援の取り組みとともに、教育ビジョンに掲げた教育課題等の解決に向け、「世田谷マネジメントスタンダード」の策定など各種の検討組織の中で、調査研究を行い、検討成果等を踏まえた学校への指導・助言や情報提供などを行っている。

また、「世田谷9年教育」の推進のための区独自の「学習習得確認調査」や「体力調査」を継続実施し、経年変化など調査結果の分析を通じた授業改善や教育活動の見直しなどにより、学力や体力面の向上において、一定の成果を得ているところである。

さらに、区立学校(園)の教職員で構成する教育研究団体の活動などを通して、教職員による教育研究活動の支援を推進している。

一方で、複雑化した社会で表出してきた新たな教育課題に対して、迅速かつ的確な対応をしていくには、これまでのような学校の教職員を中心とする調査や研究活動では限界も見え始めてきており、よりスピード感をもった、高度で多角的な視点からの調査研究活動が求められている。

新たな教育課題や、学校運営、教育課程等に関する区独自の視点から調査研究を継続的・専門的に実施し、研究成果を各学校に提供し、普及していくことが世田谷区の学校教育の質の向上につながり、ひいては学校(園)で学ぶ一人ひとりの子どもに還元されることになる。

教育研究の分野においては、一般的に教育課題などの研究は学校単位よりも、区全体の視点で研究する必要があるとされている。このため、区立学校を設置し、その指導・支援の役割を担う教育委員会として、より専門性のある教育推進の中核的な機関により独自の調査研究を行い、研究成果を各学校に提供・普及し、学校を支援していくことが求められている。

運営・事業展開の方向

教育課題、学校運営、教育課程等に関する区独自の調査研究活動を推進するため、教育職である指導主事等を専任配置し、専門的な取り組みを行う。合わせて、区内大学等の教育関係機関と連携・協働により研究ポストを創設するなど、より専門性の高い研究体制の構築について検討する。

また、各学校（園）の教職員を研究チームの研究員に委嘱するなど、学校現場の状況に応じた体制での教育研究を推進していく。

「授業の充実」に向けた教職員からの指導・助言・相談機能など、教職員の自主的な研究活動などを支えることのできる環境づくりに取り組む。

さらに、指導に係る教材の収集・蓄積・開発や提供を行うとともに、教職員に指導助言などを行う「研究アドバイザー」の配置等を検討していく。

学校種を超えた教職員の交流の場や交流機会の創出などにも留意し、新たな出会いから刺激を得ることで発想したり、モチベーションを高めたりできる環境づくりに取り組む。

教育研究活動は、教育指導課や区立学校（園）の教職員による教育研究団体による教育研究活動と連携し、整合を図りながら取り組んでいく。

教育研究にかかる事業展開の方向は、以下のような内容を想定する。

- * 教育課題に関する調査研究
 - ・ 学力向上、体力向上をはじめ、世田谷9年教育、特別支援教育、ICTを活用した授業、アクティブ・ラーニングの充実 など
- * 教育課程に関する調査研究
 - 学習指導要領の改訂、世田谷区教育要領の改訂、研究開発校等における研究活動、研究チームによる研究 など
- * 学校経営・学校運営に関する調査研究
 - 世田谷マネジメントスタンダードの改訂や生活指導、進路指導など
- * 教育研究に関する指導・助言・相談
 - 校内研究など教職員による自主的な研究活動等への支援
- * 教材、モデル的指導案の収集・蓄積・開発及び提供
 - 指導教諭等の模範授業の記録及び活用、教材へのアクセスの確保
副読本の作成、ICT機器等を活用した教材の開発 など
- * 研究成果や各種データ等の収集・作成・提供
 - 研究開発校等による研究成果や各種指導案の収集・蓄積、区独自の調査の実施及び報告書の作成・提供

2) 教職員研修機能

基本的な考え方

学校教育の一層の充実を図るには、幼児、児童・生徒への教育活動の直接の担い手となる教職員の資質・能力を向上させることが最も重要である。

従来、若い教員を指導してきた団塊の世代等の経験豊かな教員の大量退職などにより、教育現場は全体として若年化してきている。また、教員の負担は、国内外の各種調査などでもかねてより増大しており、OJTを中心として初任者や経験の浅い教員の資質の向上を図っていくことが難しい状況となってきた。

区の推進する「世田谷9年教育」の定着や質の向上や、多様化・複雑化する学校及び児童・生徒・保護者等をめぐる諸課題への迅速かつ適切な対応に向けて、区立学校(園)の教職員の専門性を高め、資質の向上を図ることが必要である。

また、教育改革の動向の中でも述べたとおり、新しい時代に必要な資質や能力の育成、そのためのアクティブ・ラーニングの充実やICTの活用、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた、発達障害を含む配慮を必要とする児童・生徒等への対応、ESD(持続可能な発展のための教育)の充実、保・幼・小接続をはじめとした学校間連携への対応など教育委員会や学校が対応しなければならない課題も多いところである。

こうした中で、世田谷の子どもたちに充実した学習環境を保障するためには、教職員のライフステージに応じ、学校や教育ニーズも踏まえた体系化した研修を効果的に行っていくことが有効でありかつ不可欠である。

現在、教育委員会では、学校(園)における校内研修の実施とともに、「世田谷9年教育」の推進や様々な教育課題への的確な対応のために、学校管理職研修、ライフステージに応じた研修、校務分掌事務に応じた研修、教科「日本語」研修や特別支援教育研修など、年間を通して100を超える研修を実施し、教職員の指導力・資質の向上に取り組んでいる。

一方で、現状では、研修を受講したくても校務等の関係から参加することが難しい状況があったり、研修の受講者に偏りがあったりする課題もある。また、子どもたちにこれからの新しい時代に求められる資質能力を育成するためには、研修そのもののあり方や手法の見直しなどが不可欠となっている。

そのために、教職員の資質・能力を向上に向け、教職員への研修を推進するための拠点機能を整備し、経験年数や職能、専門教科ごとに行われる校外での集合研修等を体系的・効果的に実施していく。

運営・事業展開の方向

区のめざす教育を推進し、区の教育課題等への適切な対応に向けて、区立学校等の教職員の専門性を高め、資質向上を図り、学校全体の教育力の向上のために必要となる研修を、年間を通して体系的・系統的に開催する。

また、区が受講を促す研修と学校が必要としている研修との整合の確保に努めるとともに、職場外での集合研修と校内研修と相互の特性等に配慮しながら、より効果的な実施手法で行なう。

今後、研修手法において、従来の講義形式中心の研修手法から、より主体的・協働的な学びの要素を含むアクティブ・ラーニング型研修ともいうべき研修手法への転換などを図っていくことが必要であり、より効果的・効率的な実施手法や新たな教育課題への対応の検討等を行い、必要に応じて民間のノウハウなども活用しながら、質の向上を図る。

また、より実践的な研修の実施のため、ICT機器などが完備した研修スペース等の確保とともに、教職員が今後の授業をイメージできるような近未来型の教室設置なども検討していくとともに、研修の開催時間や研修手法などを検討し、教職員が研修に参加しやすい体制づくりを推進する。

教職員研修にかかる事業展開の方向は、以下のような内容を想定する。

研修の企画・運営

- * ライフステージに応じた研修
初任者等（1年次）研修、2年次・3年次研修、10年経験者研修主任教諭研修、指導教諭研修 など
 - * 職務研修（各学校における職責・校務分掌等に応じた研修）
管理職研修（校長研修、副校長研修など）、主任研修（教務・生活指導）、主任等研修（研究主任・保健主任など）、道德教育推進リーダー研修、特別支援教育コーディネーター研修 など
 - * 教科・領域研修
教科研修、学習指導研修 など
 - * 課題研修
世田谷9年教育、教科「日本語」、人権教育、幼児教育、ICT、特別支援教育、いじめ対応、アクティブ・ラーニング など
- 校内研修の支援
指導・支援のためのアドバイザーの派遣 など
自主研修への支援
教育研究機能と連携した教材等の作成や活用等へのアドバイス、専門職を配置しての助言・指導 など

(2) 教育情報収集提供機能

基本的な考え方

幼稚園、保育所、小・中学校における教育活動や、家庭教育を支援していくためには、教育に関する様々な情報を広く収集し分類・整理し、幼稚園、保育所、小・中学校の教職員や保護者、区民などに提供・発信していくことが求められている。

また、社会状況や子どもを取り巻く環境の変化等で、今後表出される新たな教育課題などの解決のためにも、最新の情報や資料等の収集・提供、さらには課題への理解・啓発推進のための積極的な情報発信などが不可欠となってくる。

現在の教育センターでは、開設当初より教職員の自主的な教育研究活動の支援ために、資料室として学校教育研究室を設置し、教育関係の様々な図書資料や教科書、区の研究開発校等の研究内容、研究紀要などの蔵書等の管理、閲覧、貸出等を行っている。

また、幼稚園・学校等の教育活動などへの支援として、16ミリフィルム、DVDやビデオなどの視聴覚教材を収集し、視聴覚機器等と合わせて貸出を行っている。

一方で、収集する情報や資料内容などが限定されていることや、教職員への学校教育研究室の周知の課題などもあり、十分に利活用されているとはいえず、情報面における学校の教育活動や家庭での教育を支援する機能の一層の拡充が必要である。

このため、今後、教育研究機能の中で取り組む教育課題や教育課程などに関する調査研究の成果物や、国や東京都の教育施策や関連調査結果、また各校の校内研究や教育研究校の成果物・指導案、さらに様々な教育に関する情報・資料を広く収集・分類・管理を行う拠点機能として再構築する。

合わせて、情報・資料のデータベース化などICT活用等を推進し、学校の教職員が必要な時に、的確な情報を迅速に得ることができるしくみを整備していくとともに、区が独自に実施する教育に係る各種調査や教育研究の成果等の情報発信に積極的に取り組んでいく。

さらに、核家族化などにより、子育てなどに不安や負担を感じる保護者等を対象に、幼児教育センター機能の研究活動や教育相談機能の相談活動によって得られた知見なども活用しながら、家庭教育や幼児教育についての普及・啓発活動、情報発信活動などに取り組んでいく。

運営・事業展開の方向

国や東京都、大学、研究機関・組織の資料・情報等、様々な教育の関連情報の収集・集積とともに、教育研究など諸機能から生み出される情報等を一元的に集積し、学校や保護者、地域への情報の提供や発信などを行う。

また、今後の情報収集にあたっては、オランダの「教育サポート機関」の機能などを参考に、教育図書や新聞、市販の書籍等の印刷物だけでなく、教育活動の実践に有益な、指導教諭による模範授業などデジタル化された情報、教材、教具など多様な形式のものを含めて収集していく方針とする。

さらに、研修・研究の際に作成された指導案や、運動会や学芸会、入学式や卒業式等の行事に関わる資料なども収集・蓄積していく。

教育情報の提供・発信のあり方の構築や、実際の運営にあたっては、コーディネイト機能が最も重要であり、専門的な知見などを有する人材による運営が求められたため、資料・情報の効果的な活用などのためのコーディネーター機能や、アドバイザー機能の整備を検討する。

今後のICT化の更なる進展などを踏まえ、教職員などが必要な資料や情報などを検索し活用するための支援・助言、整理・保管等を行う。また、情報提供や発信は、閲覧（交流）スペース、広報誌の発行、ICTの活用など提供や発信の対象や情報の内容等に応じた多様な方法により推進する。

合わせて、開館時間等の工夫など、教職員が利用しやすい環境づくりを行う。

教育情報収集提供にかかる事業展開の方向は、以下のような内容を想定する。

* 学校教育に関する情報・資料の提供

・ 資料室運営（紙媒体が中心）

教育に関する各種資料や教育関係図書、国・他の自治体等の研究報告等、教育研究機能による研究成果、児童・生徒の調査結果 など

・ 教科書センター運営

新旧検定済教科書・指導書の常設展示（教科書展示会含む）など

・ 「（仮称）メディアセンター」運営（デジタルデータなどが中心）

デジタル教材などの収集・管理・貸出、指導教諭の模範授業等の動画記録、指導案、行事等の学校運営に資する情報、ICTを活用した授業研究や教材開発の支援 など

・ 学校イントラネットや区のホームページによる情報提供及び発信

* 家庭教育に関する情報・資料の提供

・ 家庭教育に関する各種資料や関係図書、研究報告等の収集・管理・閲覧・貸出、教育研究機能や教育相談機能等の活動によって得られた知見等の情報提供・発信

・ 家庭教育に関する講演会や講座等

・ 教育相談や子育て支援等の情報提供 など

(3) 教育相談・不登校支援機能

基本的な考え方

近年、児童・生徒や保護者を取り巻く環境は、ますます多様化・複雑化している。いじめの問題、不登校の児童・生徒の増加、家庭の養育力や教育力の低下、発達障害など配慮を必要とする児童・生徒への対応など、社会の環境変化が児童・生徒に大きな影響を与えており、これらの問題はそのまま学校教育を推進していく上での課題などともなっている。

児童・生徒においては、学校生活の問題をはじめ友人関係、家庭問題など、一人ひとり異なる悩みなどを抱えている。児童・生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが難しかったり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みなどもあり、その解決のタイミングを逸すれば、その後の人生にも大きく影響するような事態になる可能性なども包含されている。

このため、児童・生徒や保護者の悩みなどに適切かつ可能な限り迅速に対応し支援するとともに、学校、教職員への支援を図るため、学校内外の教育相談活動の充実が不可欠となっている。

また、不登校については、平成25年度の文部科学省の学校基本調査で6年ぶりに増加に転じた。区でも同様であり、国の支援強化などの動向にも注視しつつ、支援に向けた取り組みのさらなる充実が必要である。

さらに、発達障害等の児童・生徒の教育的ニーズが著しく増加してきており、保護者の関心なども高まる中で、配慮を必要とする児童・生徒の就学相談や教育相談のニーズは大幅に増加しており、専門的で実効性のある支援の充実などが求められている。

現在、教育委員会では、教育センター内の総合教育相談室や4つの教育相談室分室で、心理職による教育上の諸問題の相談や特別支援教育の推進のための学校支援などとともに、学校への都と区の連携によるスクールカウンセラーの配置や、教職員への学校教育相談研修などを行っている。

また、不登校への支援では、不登校相談窓口、スクールカウンセラーによる相談対応やスクールソーシャルワーカーの訪問活動、ほっとスクールの運営等により児童・生徒やその保護者への支援などに取り組んでいる。

総合教育相談室や「ほっとスクール城山」の新教育センター機能への移行を機に、これまで取り組んできた教育相談や不登校支援の機能を強化・拡充していく観点から整理・再編し、教育相談や不登校児童・生徒への支援のための拠点機能を整備していく。

拠点機能では、教育相談の「要」として、保健・福祉などの関係機関と連携し、ネットワーク型の相談対応などの推進とともに、配慮を必要とする児童・生徒の増加等に対応する学校(園)を支援するため、学校内の教育相談活動の支援を強化し、子どもの健やかな成長と発達を支援していく。

運営・事業展開の方向

総合教育相談室が担う各種の教育相談事業の新教育センターへの移行とともに、スクールカウンセラーの配置やほっとスクールの運営、メンタルフレンド派遣などの事業を新教育センターに移行し、教育相談事業の推進体制を一元化し、各種事業の効果的な運営を確保する。また、相談窓口を整理、一元化した「教育総合相談窓口」の設置により、保護者や区民、教員に分かりやすい窓口運営とする。

子どもを対象とする庁内外の福祉や保健などの諸機関とのネットワークを構築する中で、相互の連携による教育相談や不登校への支援を推進する。

さらに、「就学相談」や「就園相談」を新教育センターに移行し、教育相談等との連携による円滑な就学・転学・通級相談の手続を確保しつつ、幼児期を含めた早期からの一貫した支援など、支援体制の強化を図る。

特別支援教育の推進のための校外アドバイザーとしての助言・支援や、スクールカウンセラー、教員と連携した学校内の教育相談活動を支援する。

また、不登校への支援では、フリースクールや適応指導教室等の機能拡充に向けた国の動向などに注視しつつ、現在取り組みが進む3ヶ所目の「ほっとスクール」の運営のあり方を含め、新たな不登校児童・生徒への支援の基盤整備のための「(仮称)不登校支援アクションプラン」を取りまとめたうえで、ほっとスクールの運営など各種の支援事業の展開を図る。

子どもや保護者の相談ニーズに的確に対応するため、施設面の確保や専門性を有する相談員等の体制強化を図り、相談への迅速な対応を確保するとともに、相談開設時間の延長など利便性の向上に向けた検討を行う。

教育相談・不登校支援にかかる事業展開の方向は、以下のような内容を想定する。

- * 「教育総合相談窓口」による相談
学校生活、就学や進路、家庭生活に関する相談、不登校 など
- * 学校への支援
校外アドバイザーによる助言、スクールカウンセラーの配置、学校教育相談研修 など
- * 不登校児童・生徒への支援
「(仮称)不登校支援アクションプラン」に基づくほっとスクール運営、スクールソーシャルワーカーによる訪問、メンタルフレンド派遣など
- * 特別支援教育に関する相談支援
特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室にかかる初就学・進学・通級・転学等相談支援、幼稚園等の就園相談・支援など
- * 教育相談や不登校支援にかかる人材育成
心理教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等のスキルアップのためのスーパーバイズ など
- * 教育相談や不登校支援等に係る研究活動
相談分析や研究成果を踏まえた相談及び研修への支援 など

(4) 幼児教育センター機能

基本的な考え方

幼児教育の重要性への認識の高まりの中で、幼児期の教育・保育・子育て支援を総合的に行うための子ども・子育て支援新制度の施行により、質の高い幼児教育・保育を提供していくことがますます重要となっている

区内には、本年7月現在で、幼稚園が私立58園、区立が9園あり、また、認可保育園は私立が82園、区立が50園、さらに認定こども園が私立で3園あり、幼児教育・保育が実践されている。

世田谷区の幼稚園教育の主体的な役割は私立幼稚園が担っており、建学の精神に基づく特色ある教育活動の中で、3歳～5歳児への教育を実践している。区立幼稚園は、幼児の急増期に私立幼稚園の補完的な役割として設置され、現在、幼保連携型認定こども園への転換を進めている。

一方、保育所は、児童福祉法に基づく施設で、保育所における保育は、家庭との緊密な連携のもとで、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して「養護」と「教育」を一体的に提供している。

これまで、私立幼稚園と区立幼稚園との連携については、研究成果や課題などの情報交換やその共有化、相互理解などは進んでいない状況であり、また、幼稚園と保育所との連携についても、同様である。

こうした中で、区立・私立の幼稚園や保育所などから区立小学校へ就学する割合が85%に達する状況であり、これら幼稚園や保育所などの就学前機関と区立小学校との緊密な連携が不可欠となっている。

また、区全体の幼児教育・保育の質の向上には、これらの関係機関におけるオール世田谷という意識の醸成だけでなく、就学前機関相互の連携に向けた具体的な連携のための方策や区としての幼児教育・保育の全体状況を見通したあり方の整理や支援などの取り組みが欠かせないところである。

さらに、幼児教育・保育を担う幼稚園教諭や保育士には、家庭教育力の低下、小学校との円滑な接続などの諸課題に的確に対応できる人材が求められており、指導力の向上に組織的に取り組む必要がある。

就学前機関における教育内容や指導方法、指導環境の改善などとともに、幼児教育・保育を担う教員等への研修や相談等の支援の充実が必要である。また、円滑な保育所・幼稚園・小学校の接続を図るために、幼稚園や保育所等と小学校の教員等が合同で研修や研究を行い、互いの指導方法、指導原理に関して相互理解のもとで取り組みを進めていくことが不可欠である。

このため、新教育センターの中に、世田谷区全体の幼児教育・保育の向上を図るための調査研究や、幼児教育・保育に係る教員等の資質の向上を図る研修、幼児教育・保育に関する情報の提供、家庭や地域への啓発など、区の就学前教育の推進拠点としての「幼児教育センター」を設置する。

運営・事業展開の方向

教育委員会及び子ども・若者部等の区長部局の幼児教育、保育、子育て支援の担当所管との役割分担や連携方法などの明確化を図りながら、各種の事業を展開していく。このため、フィンランドの「プリスクール」における保育所・幼稚園・小学校の連携の取り組みなどを踏まえ、就学前の時期における幼児教育・保育の推進に向け、区長部局と連携しながら、区としての『幼児教育・保育推進ビジョン』の策定に取り組んでいく。

また、区立と私立の幼稚園の交流や私立幼稚園と保育所の関わりが希薄である中で、私立幼稚園や保育所に対してどのような働きかけ・支援を行っていくかを明確にし、その具体的手法などについても検討していく。

さらに、区全体の幼児教育・保育の推進、その振興を図る観点から、公私の幼稚園・保育所等との連絡・協議のしくみとして、「(仮称)幼児教育・保育公私連携協議会」の設置を検討する。

また、配慮を必要とする子どもなどへの支援についての教育と福祉・保健の連携に向け、私立幼稚園との連携等も視野に入れ、当該子どもの対応への技術的な支援等の検討、検討成果を踏まえた取り組みを推進する。

保護者等の相談に応じ、担当所管・専門機関へつなぐことのできる専門人材や教員等の人材育成等のための巡回指導員の配置などを検討していく。

幼児教育センターにかかる事業展開の方向は、今後上記の『幼児教育・保育推進ビジョン』の策定の中で再構築していくが、現段階では以下のような内容を想定する。

- * 研究事業
 - ・ 教育課程、特別支援教育、保・幼・小との連携 など
 - ・ 教育研究校(園)における研究活動や幼児教育・保育の係る教員等の自主的な研究活動への支援 など
- * 研修事業
 - ・ 職層、ライフステージや校内分掌に応じた研修
 - ・ 私立を含めた保・幼・小の連携推進のための合同研修の実施
 - ・ 園内研修や教員等の自主研修等への支援
 - ・ 私立の幼稚園・保育所が独自に行う研修への支援 など
- * 相談・支援事業
 - ・ 保護者や家庭、地域からの幼児教育・保育に係る相談及び支援
 - ・ 家庭の教育力を高める講演会、保護者の交流機会等の提供
 - ・ 教員や保育士等からの指導内容や個別の指導計画などの相談支援
- * 情報提供・啓発事業
 - ・ 図書、研究成果等の収集・提供、教材等の収集・開発・提供
 - ・ 幼児教育・保育に関する各種啓発活動や幼稚園・保育所に関する情報の提供等を通じた啓発・支援 など
- * 連携事業
 - ・ 「(仮称)幼児教育・保育公私連携協議会」の運営 など

(5) 学校支援機能

新教育センターの構想では、前述のとおり、その位置づけを「学校教育の総合的なバックアップセンター」としており、機能の中心は、学校への支援である。ここでの「学校支援」は、地域の人材などの教育基盤との関わりの中における「狭義の『学校支援』」の機能を整理したものである。

基本的な考え方

近年、社会状況が変化し続ける中で、複雑・困難化する課題などに的確に対応するため、多くの組織で組織外の人材や資源などを活用しながら、組織の力を高める取り組みが推進されている。

こうした状況は、学校（園）組織も例外ではなく、多様化する子どもや保護者、家庭等や、複雑・困難化する課題に的確に対応していくために、地域の多様な人材や専門性を有する人材等を活用し、学校の教育力を高めるとともに、人材の活用を通して、教職員が子どもと向き合う時間的・精神的な余裕を生みだしていくことが重要である。また、地域の人材にとっても、学校への支援活動が自らの経験や学習成果を活かす場となり、地域の教育力の向上につながっていくことになる。

教育委員会では、地域の教育力の重要性を認識し、「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する中で、平成9年度に「学校協議会」の全区立小・中学校への設置や、その取り組みを基盤に、「地域運営学校」を全校指定している。

また、その専門性を活かした、区独自のスクールカウンセラーの小学校全校への配置、スクールソーシャルワーカーや法律家等を活用した教育支援チームの設置、部活動支援員をはじめ各種の教育活動の支援など、地域の教育力や専門家の専門性を活かした学校支援に取り組んできた。

さらに、現在、地域の人材による様々な学校支援の組織がある中で、地域運営学校の運営の充実を図りながら、世田谷らしい地域特性を生かした学校支援のボランティア組織として、世田谷区「学校支援地域本部」に段階的に移行し、学校の担ってきたボランティアとの調整などの負担を軽減し、地域で学校を支える体制づくりを推進している。

こうした状況を踏まえ、地域の人材や多彩な外部からの人材などを広域的に確保し、学校が求めるニーズと人材とを結びつけるための取り組みや、専門性のある人材による学校支援や教育活動の推進、学校ボランティア組織への継続的な支援など、さらなる外部人材の活用などによる学校支援の拠点機能を整え、学校等が円滑な教育活動や学校運営を推進するための環境づくりなどの支援に取り組んでいく。

運営・事業展開の方向

現在、教育委員会事務局各課が担っている学校への人材の派遣や配置などによる支援の取り組みを可能な限り集約・再編するとともに、学校側から見てもわかりやすく、利用しやすい運営方法などを確保する。

学校が求めるニーズとニーズに応える人材とを適切に結びつけ、学校が安心して地域人材や外部からの人材を受け入れ、より質の高い教育効果をあげられる運営をめざす。

また、学校と地域のボランティア団体等とのパイプ役的な役割を担い、学校支援地域本部の運営のキーパーソンとなる学校支援コーディネーターの円滑な活動を支援する。

さらに、整備を構想する「科学実験室」などを活用し、児童・生徒等を対象とした科学講座や出前授業などの学校支援を行うとともに、区内大学等との連携・協働による科学教育振興のための事業実施に向けて検討する。

また、学校が抱える課題の中で、専門的な立場から助言・援助する教育支援チーム体制を拡充し、学校の適切な対応とともに課題の深刻化防止や早期解決につなげていくとともに、教育活動における学校図書館活用の経験豊かな専門性のある人材等を確保し、各学校への派遣等により、実践的で効果的な学校図書館の活用などに取り組んでいく。

学校支援にかかる事業展開の方向は、以下のような内容を想定する。

- * 学校支援活動の推進のための地域人材等の活用
 - ・ 世田谷区「学校支援地域本部」・地域運営学校の運営支援
 - ・ 区長部局との連携や地域活動等の情報の収集・提供・発信
 - ・ 地域人材の募集・登録・紹介・研修等
 - ・ 各種支援員等の配置支援
 - 部活動支援員などの人材バンク構築・運用 など
 - ・ 学校支援のための連絡会議の運営
 - 学校支援コーディネーター、小・中学校校長代表、大学等関係機関・団体等で構成する情報交換の場 など
- * 専門性を有する人材の派遣による支援
 - ・ 教育支援チームによる支援
 - ・ 学校図書館の運営支援 など
- * 理科教育振興のための支援
 - ・ 児童・生徒を対象とした科学講座、学校への出前授業 など

(6) 地域連携機能

基本的な考え方

区は、平成27年1月現在で、人口88万人を擁し、地域的な特長として、大学等の高等教育機関が多く、大学が13校、短期大学が1校ある。

大学等は、近年の大学改革の中で、大学の設置目的にそれまでの「教育・研究」から「教育・研究・社会貢献」と明記され、地域社会への貢献などの役割をこれまで以上に求められており、区内大学でも、各種の公開講座や子ども対象の科学実験教室など、様々な取り組みが行われている。

この中で、区内大学と教育委員会の連携・協働については、平成17年2月に区内大学と締結した、「区内大学と教育委員会との連携に関する基本協定」に基づく連携事業（学級運営支援、要配慮児童・生徒への支援、部活動支援や大学図書館の区民利用などの事業）や「せたがやeカレッジ」などの運営、また、「才能の芽を育てる体験学習」における連携、子どもの体力向上などの教育課題の解決のための共同研究等の実践などに取り組んできている。

また、区としても、各大学の持つ専門性や地域資源を活かしながら、各大学との相互に連携・協力するネットワークを構築することを目的に、「大学学長と区長との懇談会」を開催するとともに、区内の複数大学と人的交流の促進や知的・物的資源の相互活用等を内容とする包括的な協定を締結している。

区内には、幼稚園や保育所などの就学前教育機関やその連合体組織による活動だけでなく、区民の教育に関する関心や意識の高さなどから、教育を地域から支える、NPO法人をはじめとする教育関係の団体やグループによるイベント開催など、教育の普及・啓発などを目的とした活動なども盛んに行われている。また、区内をスポーツや文化などの活動拠点としている民間事業者などによる地域貢献の視点からの子どもたちを様々な支援する取り組みなども活発化してきている。

次代を担う子どもたちの成長に応じた支援や、地域とともに子どもを育てる教育の推進の観点などから、区内の大学や就学前教育機関、教育関係団体、あるいは民間事業者の社会貢献活動など多様な活動主体と幅広く連携・協働し、その保有する専門性や豊かな教育資源などを学校の教育活動などに活かす連携・協働の取り組みの充実がさらに求められている。

このため、新教育センターの中に、世田谷全体の教育の振興、幼児・児童・生徒の育成などを目的に、区内大学や就学前教育機関、様々な教育関係の団体等との連携・協働を推進するための拠点機能を整備するとともに、実効的な連携・協働のためのしくみなどを構築し、相互の理解と賛同、各活動主体にとってのメリットなどを生み出しながら、継続性・安定性のある連携・協働等の取り組みを推進していく。

運営・事業展開の方向

区内大学と区との相互の連携・協力にかかる取り組みとも整合を図りながら、教育振興の分野において、相互の理解や双方の発展・充実に向けて、連携・協力のネットワーク強化を目的に、事業運営を推進する。

区内大学と教育委員会との連携に関する基本協定に基づく「区内大学との連携推進協議会」の運営体制などを強化し、連携事業を充実する。

また、大学とのより一層の連携・協働をめざし、大学や留学生を含めた学生の専門性などを活かした学校インターンシップの導入や、学校の英語活動の推進のための連携のあり方、また、各大学等の特色を踏まえた最新の教科研究の情報収集のための方策や、新たな協定等により大学側の教育センター利用を可能にするなど、教育委員会と大学の相互連携・人材交流を図るなど、新たな連携・協働に向けた環境づくりをさらに検討していく。

区内大学等の多様な活動主体との連携・協働により、学校の教育課題などの解決につなげていくために、学校を含め各活動主体に連携・協働のメリットが生じる取り組み事例の普及など、取り組みへの理解や賛同の深化に向けた運営面での様々な創意工夫のもとで取り組んでいく。

また、公私の幼稚園・保育所等との連絡・協議のしくみとして、「(仮称)幼児教育・保育公私連携協議会」の設置を検討する。(再掲)

さらに、開かれた世田谷の教育推進の拠点として、教育関係団体などの活動への支援とともに、新教育センター施設の周辺で行われる地域の文化、スポーツ活動などへの支援の取り組みなどを推進する。

地域連携にかかる事業展開の方向は、以下のような内容を想定する。

- * 区内大学とのネットワーク構築
 - ・ 基本協定に基づく連携事業の推進、連携事業の拡充
 - ・ 各大学との特定プロジェクトの推進に向けたコーディネート
 - ・ 各大学等の活動に関する情報発信等の協力 など
- * 就学前教育機関とのネットワーク構築
 - ・ 「(仮称)幼児教育・保育公私連携協議会」による公私の幼稚園・保育所等との連絡・協議の場の設置・運営(再掲)
 - ・ 就学前教育機関等の連合体の組織活動などに関する情報発信や、活動のための施設提供などへの支援 など
- * 教育関係団体やNPO、事業者等との連携
 - ・ 教育関係団体や、NPO、地域のグループなどが企画・運営する「教育」に関する行事・イベント等への支援
 - ・ 事業者の社会貢献活動の推進のためのコーディネート など
- * 連携・協働などを促すための取り組み
 - ・ 世田谷教育推進会議等の運営
 - ・ 多様な教育関係活動団体等の活動に関する情報発信 など
- * 施設の地域開放

5 新教育センターの組織運営のあり方

新教育センターで構想する教育研究や教職員への研修をはじめとする諸機能が効果的に発揮され、学校・子ども・保護者等への支援に確実につなげていくためにも、その運営のための組織や運営のあり方などが重要である。

運営のあり方に関しては、第4の各機能の中で述べている点もあるが、今後の新教育センターの基本となる組織や運営のあり方等の検討にあたっては、以下の考え方などをもとに、検討を進めていく必要がある。

(1) 組織の基本的考え方

組織のあり方

新教育センターでは、これら構想する機能がよく言われる行政の縦割り運営などにより、画餅に帰すことにならないためにも、その機能発揮が担保できる組織体制の構築が求められている。

このため、今後の組織等の検討にあたっては、教育委員会事務局各課等が担う取り組みを整理し、新教育センター機能への移行等を踏まえた、事務局組織のあり方を詰めていく必要がある。また、教育センター組織の検討と合わせ、事務局組織も必要に応じて事務移管や段階的な組織の再編等も視野に入れ、今後検討・整理していく必要がある。

専門職等の拡充及び専門家の活用

構想の中で、最も重要な機能である教育研究・教職員研修や、幼児教育センター等の機能確保に向けて、教職員による効果的な研究や研修の実施体制の強化のための教育専門職（統括指導主事・指導主事など）や保育専門職等の配置や、教育研究員制度の拡充などを検討していくことが必要である。

また、区内大学などと連携した研究ポスト（アカデミックポスト）の創設などについて、さらに検討していく必要がある。

(2) 運営の基本的考え方

諸機能の創造的・有機的連携

新教育センターが構想する諸機能は、現在の学校教育や幼児、児童・生徒、保護者や学校等の状況等を踏まえた、各々に重要な機能である。

一方で、例えば、区の教育課題の解決に向けた研究成果をもとに、教職員に対する研修等を行い、教育活動の実践につなげるとともに、積極的に保護者や区民に発信し課題を共有するなど、構想するそれぞれの機能が共通のテーマで互に創造的かつ有機的に連携することにより、これまで以上の相乗的な効果が発揮されるものとする。

新教育センターが教育課題に係る一つのテーマに沿って、全体機能を運営する手法などを取り入れるなど、新教育センターの組織力を最大化していくために、各機能が共通の目標を持ちながら、創造的・有機的な連携による運営を定着させ、さらにその促進をめざす取り組みが必要である。

柔軟な運営

新教育センターが幼児、児童・生徒や保護者、学校（園）の教職員、保育士等への支援等を担っていくには、利用を想定する者の実態等を踏まえるとともに、ニーズに応じた、柔軟な事業運営が求められる。

今後、検討する新教育センターにおける施設や設備面などにおける様々な配慮などはもとより、例えば、施設の開館日や開館時間など利用者の実情を踏まえた設定など、利用者の視点からの施設運営への創意工夫が重要である。

区内教育機関や関係団体等との連携

区の教育課題や教育ニーズなどに対応していくために、保育所、幼稚園、小・中学校の教職員や、区内の大学や就学前教育機関などとさらに緊密な連携を図りながら、様々な取り組みを進めていくことが求められる。

特に、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する社会状況の中で、世田谷区全体の幼児教育・保育の推進を図る観点から、新教育センターが幼稚園・保育所、区立・私立の枠を超えて幼児教育・保育の推進を支援していくことが望まれる。

また、これらの教育関係機関等が新教育センターの運営などに積極的に参加を促すしくみなどを構想し、実現していく必要がある。

6 新教育センターの施設のあり方

(1) 若林小学校跡地活用方針

『若林小学校跡地活用方針』では、その跡地の有効活用を図る観点から、活用の基本方針を整理しており、その内容は、次のとおりである。

【若林小学校跡地活用方針 5～6頁から抜粋】

(2) 活用方針

既存施設を改築し、国有地を返還した上で、教育センター及びその他の教育施設を移転する。

災害時の避難所としての機能を維持し、地域の防災拠点として、防災倉庫等、防災設備を整備する。

現在の教育センターが担っている研修・研究や教育情報提供、教育相談、学校支援等の機能に加え、新たに幼児教育センター機能を併設した上で拡充を図り、世田谷区の教育の推進拠点として新教育センターを整備する。

老朽化している「ほっとスクール城山」を移転、再整備する。

大研修室は、空調機能を備えたものとし、地域活動の場としての活用を検討する。

研修室やロビー等は、多世代の人が交流できるスペースとしての活用や地域の展示スペースとしての活用を検討する。

屋外スペースは、災害時の避難スペースを確保し、地域活動や多世代の憩いの場として使用できる広場的な整備を検討する。

面積、配置及び緑地、駐輪場などの施設に関する詳細は、基本構想策定時に決定する。検討にあたっては、周辺環境や周辺住民に最大限配慮した施設規模とする。施設運営方法について、地域が運営に関われるような仕組みを基本構想策定時に検討していく。また、研修室やロビー等、屋外スペースの利用方法等については、今後施設開設までに検討する。

国有地は返還し、住民の福祉の向上に向けた活用について国に対して働きかける。

(2) 複合化の推進

活用方針では、「老朽化している『ほっとスクール城山』を移転、再整備する。」としており、新教育センター施設と「ほっとスクール」の複合化の方針が示されている。

複合化にあたっては、「教育相談・不登校支援機能」と「ほっとスクール機能」のソフト面での融合のみならず、施設面における融合などを図り、世田谷区における新たな不登校児童・生徒への支援の基盤として整えていく必要があり、今後、そうした視点で検討していくことが求められる。

(3) 新教育センターの施設整備

施設整備の考え方

新教育センターの機能発揮に必要な諸施設などを勘案すると、かなりの規模の施設規模が必要となると考えられる。

一方で、区では、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」の中で、建物の整備に関する基本方針（骨太の方針）を示し、「施設の集約と抑制」との方針のもとで、複合化や多機能化の促進、改築面積の縮減などの方向を示している。また、この「公共施設等総合管理計画」の策定とともに、新教育センターを含めた「施設類型ごとの個別計画」を平成28年度中に策定する予定であり、こうした取り組みなどとも整合を採りながら、新教育センターの施設規模などを検討・整理していく。

具体の施設整備に向けた検討

施設整備については、本構想（素案）や若林小学校跡地活用方針等をもとに、施設整備に向けた基本構想（建物基本プラン）の策定を来年度に予定している。

施設の基本構想では、新教育センター等の規模や配置だけでなく、周辺環境等への配慮、地域活動の場、防災設備の整備などの地域からの意向等についても、その基本的な考え方等を整理していく必要がある。

現在の教育センター移転後の施設活用

世田谷区基本計画や、第2次世田谷区教育ビジョン、第2次世田谷区立図書館ビジョンで、中央図書館の機能強化や図書館ネットワークの拡充に向けた活用の方向が示されており、機能拡充に向けた検討が必要である。

7 現在の教育センター事業についての課題

現在の教育センター諸施設等を活用し実施している事業については、新教育センター構想との整合や、施設面の制約などからの課題、また、併設されている中央図書館の機能拡充なども視野に入れ、以下の観点を踏まえ、そのあり方や取り扱いについて、今後検討していくものとする。

新教育センター構想との整合

現在の事業の中で、新教育センターで構想する機能を発揮していくために必要・不可欠な事業は、関連機能の基本的な考え方等を踏まえ、さらなる機能発揮に向けて、当該事業の運営のあり方などを検討していく。

現在の教育センター施設面からの整理

プラネタリウム施設は、現在の施設の構想段階から、小・中学校の移動教室での天文学習の実施を前提に、整備された経緯がある。

現在の設備は、平成21年度に投影設備の更新とあわせ、一般区民への利用拡大を目的に、座席や音響設備等の改修を実施し、現在でも、国内で有数の設備機能・性能を保持しており、現施設における活用を基本に、関連事業のあり方を検討していく必要がある。

中央図書館の機能拡充との整合

構想の実現後の教育センター跡施設は、区基本計画にあるように、併設する中央図書館の機能拡充などに活用していくことが考えられる。

現在の各事業の中で、図書館機能やその役割などとの整合を踏まえつつ、今後事業内容や運営手法のあり方などを検討・整理していく必要がある。

今後の施設整備等の検討

今後の新教育センターの検討では、本検討委員会における施設の機能面、ソフト面の検討内容などを踏まえ、今後、施設のハード面の基本構想の策定などを進めていくこととしている。

このため、今後の施設面の検討の中で、その事業基盤のあり方を含めて、さらに今後の方向を検討しなければならない事業には、「小学校移動教室」や移動教室で使用している郷土学習室や、視聴覚ライブラリーの運営などが考えられる。

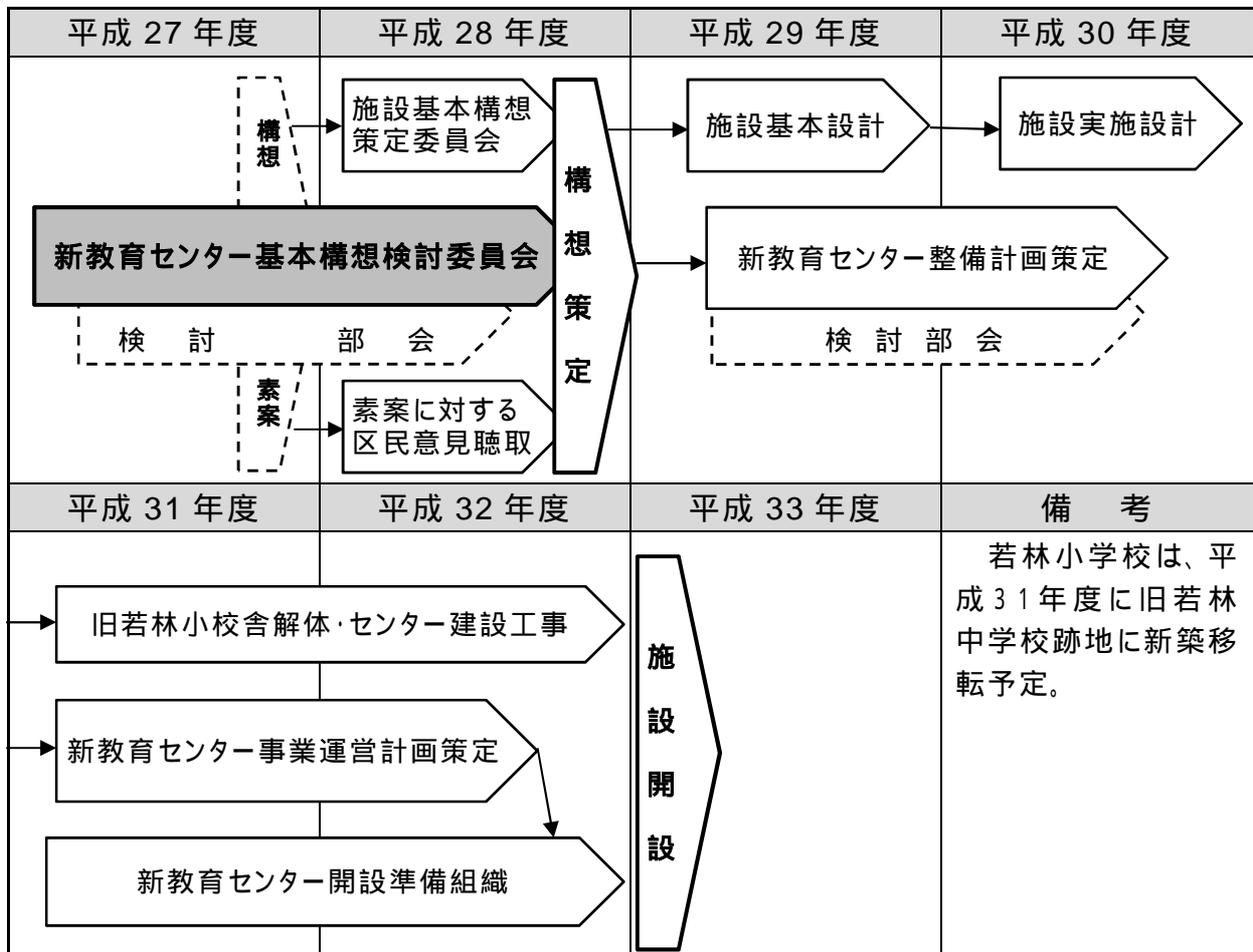
8 今後の取り組み

今後の取り組みとして、本検討委員会による検討は、平成28年12月までを予定している。

来年度は、本素案をもとに、5月から10月にかけて、世田谷教育推進会議のシンポジウム等を活用し、区民や教職員、児童・生徒等への意見聴取などを行い、構想検討に反映させていく。

さらに、この素案をもとに、別途組織を設けて策定する予定の施設面の基本構想（5月～10月で策定予定）と合わせ、本検討委員会として新教育センターの機能面と施設面の全体像を示す「新教育センター構想（案）」を平成28年12月を目途にとりまとめていく予定である。

その後にかかる取り組みの予定は、現段階では以下のとおりである。



資 料 編

《資料編目次》

1	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会設置要綱	29
2	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会委員名簿	30
3	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会検討状況・今後の予定	31
4	世田谷区新教育センター基本構想検討委員会の部会検討状況	32
5	用語解説	33
6	平成27年度世田谷教育推進会議(第2回)の来場者アンケート結果	38
7	平成27年度世田谷教育推進会議(第3回)の実施結果	40
8	無作為抽出型「世田谷区の教育に係る区民ワークショップ」の実施結果	42
9	世田谷区の乳幼児、少年人口と総人口の推移	44
10	年齢別乳幼児の養育状況	45
11	区立小学校児童数・中学校生徒数の推移	46
12	区立学校の学校関係職員数の推移	47
13	公立小・中学校教員年代別構成割合	48
14	特別支援学級の現況	49

1 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会設置要綱

平成27年6月4日
27世教相第135号

(設置)

第1条 新教育センターの整備に伴う機能等に係る基本構想の検討を目的として、世田谷区新教育センター基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新教育センターの機能に係る基本構想に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項。

(組織等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について必要な検討を行なうため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員で組織する。

3 部会に委員長が指名する部会長を置く。

4 部会長は、委員長の要請に基づき部会を主宰する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局副参事並びに教育指導課及び教育相談・特別支援教育課とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

2 世田谷区新教育センター検討委員会設置要綱(平成25年12月24日25世教指第1647号)は、廃止する。

2 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会委員名簿

敬称略

区 分	所 属	氏 名
区 職 員	教育委員会教育長 [委員長]	堀 恵 子
学識経験者	国立教育政策研究所総括研究官	山 森 光 陽
〃	東京学芸大学教職大学院特任教授	近 藤 精 一
〃	聖徳大学教授	篠 原 孝 子
学校関係者	区立幼稚園園長会長	秋 吉 達 也
〃	区立幼稚園副園長会長	日 高 文 子
〃	区立小学校校長会長	千 葉 秀 一
〃	区立中学校校長会長	阿 部 陽 一
〃	区立幼稚園 P T A 連絡協議会会長	椎 川 淑 子
〃	区立小学校 P T A 連合協議会会長	吉 田 周 平
〃	区立中学校 P T A 連合協議会会長	谷 岡 美 貴
〃	世田谷区私立幼稚園協会理事長	柏 原 寛 昭
〃	世田谷区民間保育園連盟本部役員	嶋 岡 奈 緒 美
〃	区立若林小学校学校運営委員会委員長	萩 永 れい子
〃	区立守山小学校学校運営委員	中 川 綾
区 職 員	政策経営部長	板 谷 雅 光
〃	子ども・若者部長	中 村 哲 也
〃	教育次長 [副委員長]	岩 本 康
〃	教育環境推進担当部長	杉 本 亨
〃	教育政策部長	進 藤 達 夫

3 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会検討状況・今後の予定

【平成27年度検討状況】

開催月日	検討内容
第1回検討委員会 平成27年 6月 4日(木)	【自由な発言・議論】 学校や教職員、児童生徒、保護者等をバックアップする教育センターに係る委員からの自由な発言(意見等)・議論
第2回検討委員会 平成27年 7月22日(水)	【整備機能イメージの検討】 前回の議論を踏まえるとともに、検討部会の検討状況をもとに、整備すべき機能イメージ(たたき台)を示した上で、検討
第3回検討委員会 平成27年10月27日(火)	【構想の検討】 前回までの議論や議会等の議論を踏まえ、整備する各機能の基本的な考え方や今後の事業展開の方向等を示した上で、検討
第4回検討委員会 平成27年12月16日(水)	【構想素案の検討・確認】 構想の素案を示した上で、検討・素案の確認

【平成28年度予定】

第5回検討委員会 平成28年5月中旬	【構想案の検討】 構想の素案に対する議会等の状況、施設面の構想策定に向けた取り組み等を示し、議論
素案に対する意見聴取等(平成28年5月~10月) ・学校、教員・保護者等からの意見聴取 ・「世田谷区教育推進会議」やシンポジウム等の活用による意見聴取 施設面の基本構想策定委員会の運営(建物基本プランの策定) <div style="text-align: right;">など</div>	
第6回検討委員会 平成28年12月上旬	【構想案の検討・確認】 構想の最終まとめの案を示し、議論及び確認

4 世田谷区新教育センター基本構想検討委員会の部会検討状況

【教育相談機能・不登校支援機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月 9日	児童・生徒を取り巻く現状・課題、今後の取り組みの基本的考え方 など
平成27年 8月27日	一元的な教育相談体制の構築、不登校支援の強化など、今後求められる具体の機能、組織体制等の検討

【教員の研修・研究機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月 7日	教育センターの研修・研究機能に係る現状の確認及び課題や問題点の抽出、基本的考え方等の検討 など
平成27年 9月18日	新教育センターにおける研修・研究機能に係る事業運営・展開等の検討、機能整備の方向性の整理

【幼児教育(センター)機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月 9日	教育センターの幼児教育(センター)機能に係る現状の確認及び課題・問題点の抽出 など
平成27年 8月12日	他自治体の事例の報告(福井県幼児教育支援センター)新教育センターにおける幼児教育(センター)機能に係る基本的考え方、事業運営・展開等の検討 など
平成27年 9月16日	幼児教育(センター)機能の整備の方向性についての整理

【教育情報機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月10日	教育センターの教育情報機能に係る現状の確認及び課題・問題点の抽出 など
平成27年 8月24日	新教育センターの教育情報機能に係る基本的考え方、事業運営のあり方等の検討 など
平成27年10月20日	教育情報機能の整備の方向性についての整理

【学校支援(地域連携)機能】

開催月日	検討内容の概要
平成27年 7月15日	学校支援の検討範囲、学校支援の現状・今後の方向 など
平成27年 9月18日	学校への今後の具体の支援策などの検討 など
平成27年10月15日	区内大学との連携の取組状況、今後の連携策の検討

5 用語解説

あ行

アクティブ・ラーニング P3・9・10・11

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。ある事柄を知っているだけでなく、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探求し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視した学習手法。発見学習、問題解決学習、体験学習などが含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法とされる。

ESD(持続可能な発展のための教育) P10

Education for Sustainable Development の略。日本ユネスコ国内委員会の提言により「持続可能な発展のための教育」と訳す。持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。

移動教室 P4・22

各学校から教育センターに出向いて、実施している学習活動。教育センター開設の昭和63年度より実施。現在、全区立小学校の4年生を対象に、「郷土学習室」を利用した「ふるさと世田谷」の調べ学習と、「プラネタリウム」を使用した天文学習を実施。

インクルーシブ教育システム P10

障害者の権利に関する条約第24条により、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある者とない者がともに学ぶしくみであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。

また、中央教育審議会の特別部会の報告では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟なしくみを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」としている。

合理的配慮

障害者から「社会的障壁の除去を必要としている」旨の意思の表明があり、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害しないよう社会的障壁を除去するために行う、必要かつ合理的な配慮のこと。配慮の内容は、場面や状況に応じて異なり多様であるため、網羅的な紹介は難しいが、例えば児童生徒・保護者の希望に応じて、聴覚過敏の子どものために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な子供のために黒板周りの掲示物を減らすなども、合理的配慮になり得る。

OJT(On the Job Training) P10

日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的、継続的に高めていく取り組み。

か行

学習指導要領 P2・3・9

文部科学省が告示する教育課程の基準。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの各学校が各教科で教える内容を学校教育法施行規則を根拠に定めたもの。

学習習得確認調査 P 8

区立小・中学校の児童・生徒の学習状況を確認するための区独自の調査。毎年、小学校5年生から中学校3年生を対象に実施。

学校インターンシップ P21

教員をめざす大学生が継続的に小中高の授業や部活動などを補助する学校体験活動として、中央教育審議会の分科会が素案を示しているもの。

学校基本調査 P14

学校教育法に規定されるすべての学校、及び区市町村教育委員会を対象に、毎年実施される、学校や教職員、児童・生徒等の関する調査。

学校協議会 P18

平成9年度に全国に先駆け「児童・生徒の健全育成」「地域防災・防犯」「機養育活動の充実」の3つをねらいに、全区立小・中学校に設置された周辺地域の方々との協議体。

学校支援コーディネーター P19

学校からの要望や意向を受け、地域の人材や教育資源等の活用を図るため、必要な交渉や調整等のコーディネートを担当者。

学校支援地域本部 P18・19

学校の教育活動を支援するためのしくみ。学校支援コーディネーター及び主に地域住民からなるボランティア団体等で構成される。

カリキュラム・マネジメント P3

各学校が各校の教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき、どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し、改善していくかという取り組み。

教育課程 P3・8・9・12・17

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。各学校が編成。

教育サポート機関(オランダ)

各都市に学校を支える機関がある。教育経験豊かな職員が教員からの相談に対応するとともに、教具や教材なども豊富で、教員が快適に学べる環境となっている。

教育支援チーム P18・19

学校だけでは対応が難しい課題等への対応として、心理、社会福祉、法律等の専門家で構成するチーム。専門的な立場から指導・助言を行い、指導主事等と連携しながら、問題の深刻化の未然防止や早期解決を図ることを目的に設置。

教育振興に関する大綱 P 2

地方教育行政の組織運営に関する法律の改正により、区長が当該自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するとされた。区では、第2次教育ビジョンの「教育目標」「今後10年間の基本的な考え方」「3つの基本方針」「6つの施策の柱」を平成27年度第1回総合教育会議において「大綱」に位置づけると決定。

教育ビジョン・第2次教育ビジョン P1・8・26

教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定。第2次教育ビジョンの計画の対象範囲は、学校教育、就学前教育、生涯学習、社会教育など教育委員会のすべての事業活動が対象。

教科「日本語」 P1・11

「深く考える子どもを育てる」「自分を表現することができ、コミュニケーションがで

きる子どもを育てる」「日本の文化を理解し大切に、継承・発展させることができる子どもを育てる」を目的に、区立小・中学校に新しい教科「日本語」を設置。

義務教育学校・小中一貫型小中学校(仮称) P2

全国で多様な小中一環教育の取り組みが実施されている状況を踏まえ、学校教育法の改正により、新しい学校種として創設された「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一環した教育を行うもの。また、「小中一貫型小中学校」は独立した小・中学校が小中一貫型小中学校(仮称)に準じた形で一環した教育を施すことができるようにするもので、今後政省令を改正し、詳細が定められる。

研究開発校等 P8・9・12

教育ビジョン、「世田谷9年教育」の具現化の方策等を研究し、教職員の研修の一環としてその成果を教育活動に反映させるため、「研究開発校」や「研究課題校」等を設置。

校外アドバイザー P4・15

総合教育相談室の「学校支援」の取り組みの一つで、心理の相談員やスクールソーシャルワーカーが校外アドバイザーとして、幼稚園、小・中学校を支援するもの。

子ども・子育て関連3法・子ども・子育て支援新制度 P2・3・16

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため制定された次の3法。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関連法律の整備等に関する法律」。子ども・子育て新制度は、3法に基づき幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的に、平成27年4月から本格実施された制度。

さ行

才能の芽を育てる体験学習 P20

区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見し成長する機会としての体験学習。各界の第一線で活躍する方々を講師として、普段の生活では経験できない内容の講座を実施。

指導主事 P9・23

教育委員会に置かれる専門的職員で、教育公務員特例法上の専門的教育職員の位置づけ。指導主事は学校教育を専ら担当。

指導教諭 P9・11・13

児童・生徒の教育または幼児の保育をつかさどり、並びに教職員に対して、教育指導の改善及び充実、または保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う教諭。

就園相談 P15

区立幼稚園を希望する配慮を必要とする子どもをもつ保護者からの相談。

就学相談 P14・15

特別支援学級や特別支援学校への入通級や入学を希望する児童・生徒と保護者からの相談。

心理教育相談員 P15

教育相談室に配置され、来室相談や電話相談など児童・生徒・保護者の教育上の相談や学校支援、特別支援教育への支援などを行う心理の専門職。

スクールカウンセラー P14・15・18

学校内の教育相談機能として、教職員と連携しながら、いじめや不登校など児童・生徒、保護者の抱える課題の解決を支援する心理の専門職。

スクールソーシャルワーカー P4・14・15・18

福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉関係施設など関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ支援を行う福祉の専門職（社会福祉士、精神保健福祉士など）。

せたがやeカレッジ P20

区内の大学（5大学）と教育委員会が協働し「せたがやeカレッジ」を設立。世田谷の豊かな知識財をインターネットを通じて区民や全国に向けて発信する、文化創造型の学習サービス。

世田谷教育推進会議 P21・27

平成25年度まで実施していた「教育フォーラム」を見直し、子どもを取り巻く教育の諸課題を学校、家庭、地域がともに考え、対応を探り、道筋を共有し協働することをめざして設置。

世田谷区基本構想・基本計画 P1

基本構想は世田谷区の望ましい将来像の実現に向けて区民主体のまちづくりを進め、自治の発展をめざす区政の基本的な指針。今後20年間の公共的な指針として、平成25年9月に区議会で議決。基本計画は行政運営の基本的な指針で、中長期的な展望を踏まえ、向こう10年間の施策を総合的かつ体系的に明らかにする区の最上位の行政計画。

世田谷区教育要領 P9

区立小・中学校における質の高い授業、教育活動の展開を目的に、学習指導要領を踏まえつつ、世田谷区独自の工夫を加えた教育指針。言語活動や発展的な内容などに特徴。

世田谷9年教育 P1・8・9・10・11

義務教育9年間を一体として捉え、区立小・中学校が一体となって、21世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの有する個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養う、区民の高い期待と信頼に応えられるより質の高い義務教育を実現する取り組み。

世田谷マネジメントスタンダード P8・9

質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとなる事例などを示し、全小・中学校の取り組みの参考とするもの。「世田谷9年教育」「地域運営学校」「教科「日本語」」「学校評価」「人材育成」の5事項の策定に取り組んでいる。

総合教育会議 P2

地方教育行政の組織運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日からすべての地方公共団体に設置。区長が設置し、区長と教育委員会という対等な執行機関同士の教育政策に関する協議及び調整の場という位置づけ。

た行

地域運営学校 P18・19

保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するしくみ。平成25年度に、区立全小中学校を地域運営学校に指定。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「コミュニティスクール」。

特別支援学校・特別支援学級・特別支援教室 P15

「特別支援学校」は、学校教育法に基づき視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者などに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に順ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

「特別支援学級」は、学校教育法に基づき、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

「特別支援教室」は、東京都が進める構想。これまで発達障害等への指導は「通級による指導」であったが、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、子どもの在籍校における支援体制を整備し、教員が各校を巡回指導する。区は平成28年度からの全小学校の導入を予定。

特別支援教育 P3・4・9・10・11・14・15・17

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター P11

区立小・中学校における校務分掌の一つで、特別支援教育の推進の中で、重要な役割を果たす、各学校の設置される「校内委員会」の開催・運営の調整や、外部機関との調整などが職掌。区立小・中学校全校で一人以上の教員を指名。

は行

フリースクール P2

不登校の小・中・高校生らが学習指導を受けたり、体験活動したりする民間施設。

プリスクール(フィンランド) P17

フィンランドの初等教育(小学校)は、7歳の8月から開始。6歳でプリスクールへ行く。プリスクールは小学校の準備段階で、子どもが学校に通うための準備を行う。

ほっとスクール P6・14・15・25

心理的理由などで登校できないでいる児童・生徒のための「心の居場所」として、自主性を養い、社会性を育みながら、学校復帰に向けて気持ちを整えていくための支援を行う施設。区内には、現在、「ほっとスクール城山」と「ほっとスクール尾山台」の2ヶ所を設置しており、3ヶ所目を旧希望丘中学校跡地に計画中である。国の通知の「教育支援センター」、他自治体の「適応指導教室」に位置づけている。

ま行

メンタルフレンド P15

学校生活への不適応により家に閉じこもるあるいは閉じこもりがちな児童・生徒の家庭に派遣され、兄や姉のように接し、自主性の伸長や社会性の発達を促す役割をする、主に心理学専攻の大学生など。

や行

幼稚園教育要領 P3

幼稚園で教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたもの。保育所には保育所保育指針があり、認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、児童福祉法最低基準の規定を根拠に定めたもの。

「養護」と「教育」を一体的に提供 P16

「養護」は、子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項(生命の保持及び情緒の安定に関わる事項)を得させること。また、「教育」は、生涯にわたる人間形成の基礎づくりに向けて、生きる力やライフスキルを指向しながら、健全な心身の発達を助長すること。保育の展開においては、子どもの活動(生活・遊び)との関わりの中では、常にこの2つの機能が一体的に発揮される必要があるとの意味。

幼保連携型認定こども園 P16

幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせもつ施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設。

6 平成27年度世田谷教育推進会議（第2回）来場者アンケート結果

世田谷教育推進会議（第2回）の概要	
1 日時・会場	平成27年7月24日（金） 午前9時30分～11時30分 世田谷区民会館ホール
2 来場者	336人
3 プログラム	基調講演「豊かな人間性の育成」 白梅学園大学学長 汐見 稔幸 氏 シンポジウム「【点検・評価】教育課題を考える」 世田谷区教育委員会委員長 澁澤 寿一 大阪体育大学教育学部教授 工藤 文三 氏 国士舘大学体育学部教授 北神 正行 氏 白梅学園大学学長 汐見 稔幸 氏

上記会議の来場者に対するアンケートの集計結果は、以下のとおり。

アンケート回収件数

回収件数は249件で、来場者336名のうち74.1%の回収率

来場者の属性（複数回答あり）

「区民」の来場者が最も多く140件（39.7%）で、その内訳は「区内保護者」、「学校関係者（学校運営委員、学校関係者評価委員、学校協議会等）」、「その他」となっている。また、「区内教職員」が2番目に多く92件（26.1%）で、「区外」も34件（9.6%）あった。

アンケートの項目の1つで、第2次教育ビジョンや今日的な教育課題より、下記の32項目を挙げ、特に力を入れて取り組むべきとお考えのもの（いくつでも可）に回答していただいた結果は以下のとおり。

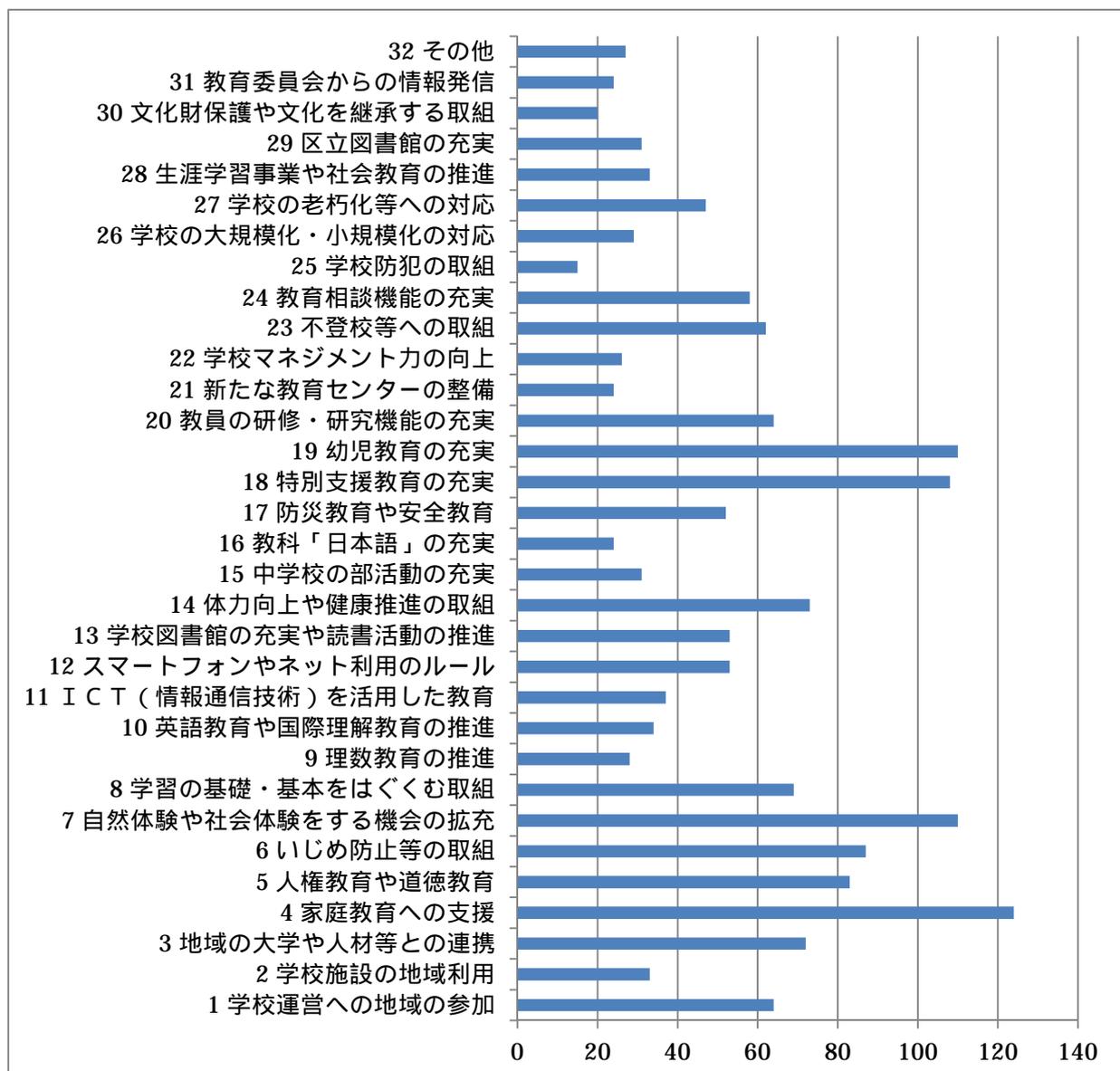
回答の最も多かったのは、「家庭教育への支援」の124件（49.8%）で、回答者の約半数が特に力を入れて取り組むべきと考えている。

続いて、「自然体験や社会体験をする機会の拡充」と「幼児教育の充実」が110件（44.2%）、「特別支援教育の充実」が108件（43.4%）、「いじめ防止等の取組」が87件（34.9%）、「人権教育や道徳教育」が83件（33.3%）となった。

項目ごとの結果は、以下のとおりである。

01	学校運営への地域の参加	64件（25.7%）
02	学校施設の地域利用	33件（13.3%）
03	地域の大学や人材等との連携	72件（28.9%）
04	家庭教育への支援	124件（49.8%）
05	人権教育や道徳教育	83件（33.3%）
06	いじめ防止等の取組	87件（34.9%）
07	自然体験や社会体験をする機会の拡充	110件（44.2%）
08	学習の基礎・基本をはぐくむ取組	69件（27.7%）
09	理数教育の推進	28件（11.2%）
10	英語教育や国際理解教育の推進	34件（13.7%）
11	ICT（情報通信技術）を活用した教育	37件（14.9%）
12	スマートフォンやネット利用のルール	53件（21.3%）
13	学校図書館の充実や読書活動の推進	53件（21.3%）
14	体力向上や健康推進の取組	73件（29.3%）

15	中学校の部活動の充実	31件 (12.4%)
16	教科「日本語」の充実	24件 (9.6%)
17	防災教育や安全教育	52件 (20.9%)
18	特別支援教育の充実	108件 (43.4%)
19	幼児教育の充実	110件 (44.2%)
20	教員の研修・研究機能の充実	64件 (25.7%)
21	新たな教育センターの整備	24件 (9.6%)
22	学校マネジメント力の向上	26件 (10.4%)
23	不登校等への取組	62件 (24.9%)
24	教育相談機能の充実	58件 (23.3%)
25	学校防犯の取組	15件 (6.0%)
26	学校の大規模化・小規模化の対応	29件 (11.6%)
27	学校の老朽化等への対応	47件 (18.9%)
28	生涯学習事業や社会教育の推進	33件 (13.3%)
29	区立図書館の充実	32件 (12.9%)
30	文化財保護や文化を継承する取組	21件 (8.4%)
31	教育委員会からの情報発信	24件 (9.6%)
32	その他	27件 (10.8%)



7 世田谷教育推進会議（第3回）の実施結果

1 概要

教育の今日的諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会が課題共有し協働して取り組む世田谷教育推進会議（第3回）について、「幼児教育の充実に向けて」「共に考える学校支援（新教育センター）」「特別支援教育の今後について」の3つをテーマに、ワークショップ形式で区民参加のもと実施した。

当日は、第1部にて、区長部局主催の世田谷区総合教育会議（第3回）を開催し、前回の7月に実施した教育推進会議の基調講演・シンポジウムを振り返り、幼児教育の重要性など、参加者と課題意識を共有した。

2 日時・会場

平成27年10月17日（土）午後2時00分～5時00分

世田谷区民会館

（第1部の世田谷区総合教育会議（第3回）は午後1時00分～1時45分）

3 参加者 104名

【内訳】 ワークショップ参加者 49名（公募区民 35名、オブザーバー（PTA、小・中学校長、幼稚園長、学校運営委員）14名）・傍聴者 16名 関係者 39名

4 ワークショップでの発表のまとめ

それぞれのテーマにつき2グループ（全体で6グループ）をつくり、各グループで1～2つの取り組みを話しあい、発表した。

（1）幼児教育の充実に向けて

「地域の中で人とかがわり、子どもも、親も成長する」

区立幼稚園の特徴は、周辺地域の子どもが家庭環境に関わらず集まることができること。色々な人が集まることで、子ども達が多様性を学び取る環境が生まれると思う。

一人の子どもに対し、地域の色々な人が関われる環境づくりが理想的。親だけでの子育てには限界があるので、責任を押し付けず、大変さを共有し、皆で子育てをサポートできる環境を作っていくべき。

保護者のほか、学校、地域に呼びかけをして、子どもの成長を地域全体で見守ること。人のために役立つ体験をさせ、成功体験を結果だけではなくプロセスも含めてほめることが重要。

子どもが地域の人々と顔見知りになって安心するため、地域のお祭りやイベントに参加する事が良いのでは。地域のイベント、祭りの情報を、区からたくさん発信してほしい。

(2) 共に考える学校支援（新教育センター）

「学校(教員)」や「学習」を強力にバックアップする新教育センターになってほしい」

先生には、「事務的な多忙さ」「親対応等の多忙さ」「教育本来の授業準備等の多忙さ」があり、それぞれの多忙さを解消することが新教育センターの役割として求められている。

エキスパートを養成し、学校へ派遣するなど、教育内容の援助も新教育センターにやってもらいたい。

学校は「地域の核」であり、「地域を支えるのは学校支援だ」という点から学校支援をマクロに捉え、福祉行政と教育行政の一体化や横断化が必要である。

プロジェクトチームを作り、常勤のコーディネーターを教育センターにおいてほしい。そのためには予算も専門家も必要である。

(3) 特別支援教育の今後について

「障害に対する相互理解を深め、みんなで協力して取り組む」

来年度からの特別支援教室の制度変更に不安があるので、保護者が中心となり、区、都、国に依頼し人員の加配を進める。先生と保護者、お互いの情報交換も今より活発に行いたい。

障害のある子もない子も同じ教室で共に学ぶことは、これからの社会を生きていくうえで、色々な人がいて多様性があることを、小さいころから感じられる。そのためには相互理解が必要で、保護者中心でやっていけない。

通常学級における支援が必要な児童・生徒の理解について、興味がある人は限られてくるので、なるべく幅広く情報発信し、多くの方に知っていただき、その中から協力者になってもらう。

必要不可欠なのはまず理解をしてもらうこと。学校の先生や保護者の方、地域の学校運営委員会の方たちで、協力者を探し、理解を深めていき協力者を増やしていく。

(参考) ワークショップの様子



8 無作為抽出型「世田谷区の教育に係る区民ワークショップ」の実施結果

1 趣 旨

幅広い世代の区民意見などを世田谷区の学校教育の振興や新教育センターの構想の策定等に活かすため、世田谷区の教育について、無作為抽出型の区民ワークショップを実施する。

2 開催日時

平成27年11月14日(土)午後1時～5時

3 会 場

世田谷区役所第三庁舎3階 ブライトホール

4 テーマ

世田谷区の教育について、様々な世代で以下のようなテーマで話し合う。

- (1)「私たちはこんな教育を受けてきた(残したいものや引き継ぎたいもの)」
- (2)「学校で学べること、学べないこと(学校の役割)と地域の支援」
- (3)「世田谷区の教育で大切にしたいこと」

5 参加者

(1)選出方法 世田谷区に住民票がある15歳以上の区民の中から、無作為に抽出した1,500名に参加の「ご案内」を送付し、参加希望者を募った。

(2)参加者数 21名

【内 訳】

年 齢	男 性	女 性	合 計
10代		1	1
20代		1	1
30代	5	0	5
40代	2	2	4
50代	2	2	4
60代		1	1
70代	2	3	5
合 計	11	10	21

6 運 営 方 法

各グループにファシリテーターを配置したワークショップ方式とワールドカフェ方式の併用とする。参加予定者数や会場等の状況から、1グループ4～5名の5グループをつくり、4ラウンドを行った。テーマ(1)(2)(3)に沿って、第1～3ラウンドを行い、第1ラウンド終了後、第2ラウンドでグループ替え、第3ラウンドで第1ラウンドの席に戻って議論。第4ラウンドは各グループの意見表明等の場とした。

7 当日の主な意見

(1) 第1ラウンド テーマ「私たちはこんな教育を受けてきた」

- ・昔は「道徳やしつけ」の話がキライだったが、大人になって思うと大切なことを習っていたのだと思う。
- ・中学校の先生が進学についてすごく良く相談に乗ってくれた。
- ・中学校3年生の時、就職する友、芸人になる友、工業高校へ行く友、商業科へ入る友、いろいろな進路があることを実感した。人生様々、でも中学で決まる人生を実感。
- ・先生の存在が大きかった。自分のいろいろな力を引き出してくれた。授業終了後も教科書よりも進んだ算数の内容を教える時間を作ってクラスの子どもたちに教えてくれた。
- ・地域の囲碁教室の先生の存在が大きかった。幼稚園から高校まで成長を見てくれて、「人生いろいろな選択がある」とアドバイスしてくれた。

(2) 第2ラウンド テーマ「学校で学べること学べないこと」

- ・大人のお父さんのスキル(職業)を伝えられないか。
- ・親が自分の子どものことしか考えていない。
- ・クラブ活動、朗読、作文授業など、地域でも手伝える人材がいる。先生以外の第三者が入って学校を支援できないか。
- ・先生は忙し過ぎるので、役割分担が必要。生徒と先生という関係以外に、先生にも相談に乗ってもらうことのできる関係が必要。
- ・専門家を含め、地域のいろいろな職業の人と子どもを関わらせることは大事。生きる術や経験はその方たちからも学ぶ。中学校の職場体験もいい経験だと思う。

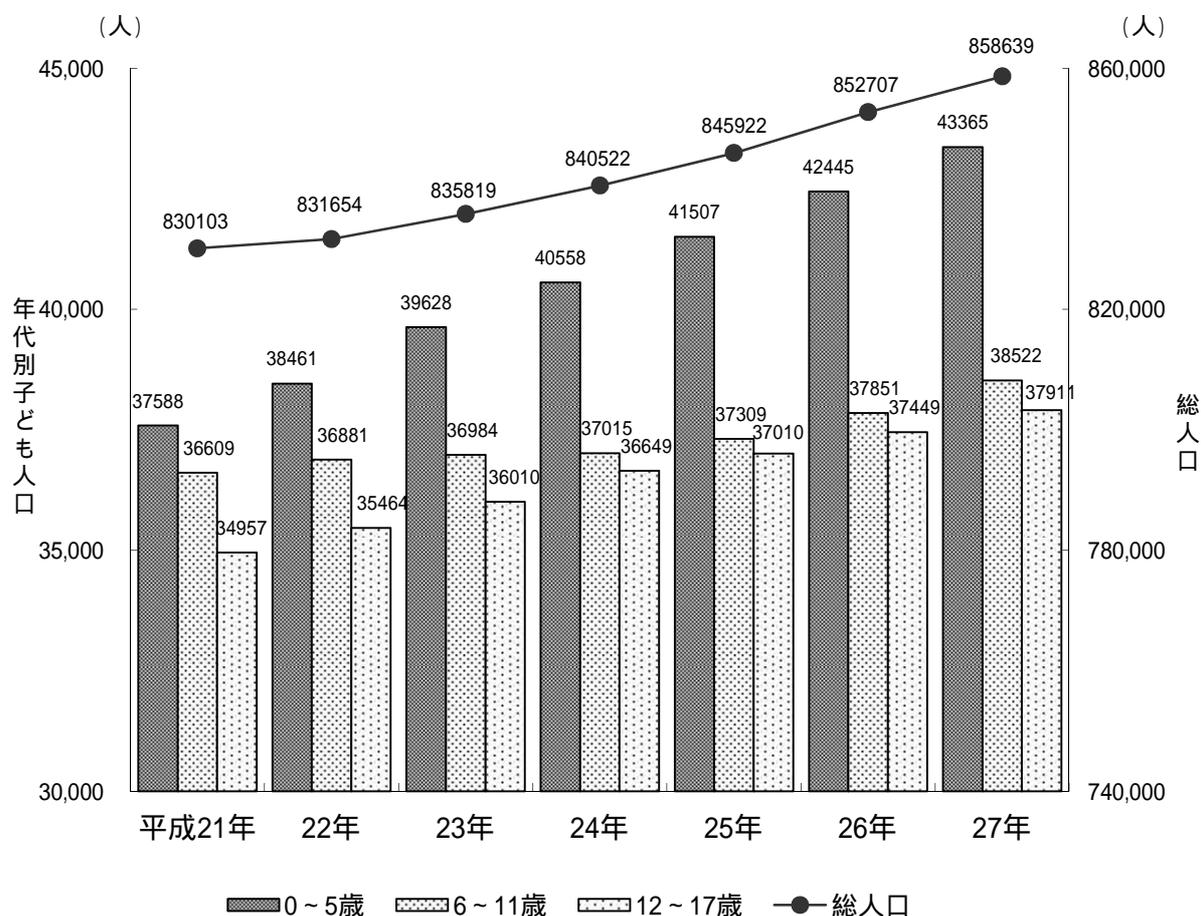
(3) 第3ラウンド テーマ「世田谷の教育で大切にしたいこと」

- ・相手に伝わるように、自分の言葉で正直に話すことが一番。
- ・地域や大学と連携して準先生を作ってはどうか。
- ・地域の大人が子どもの力を引き出す。先生ができることは限られている。
- ・現在、学校で行われている授業は一方向性が強い。いま、ここで行っているようなワークショップ型の授業を取り入れるべき。
- ・新教育センターは先生の研修の場としてだけでなく、負担軽減の場として機能して欲しい。

8 当日の風景



9 世田谷区の乳幼児、少年人口と総人口の推移



	平成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
0～5 歳	37,588	38,461	39,628	40,558	41,507	42,445	43,365
6～11 歳	36,609	36,881	36,984	37,015	37,309	37,851	38,522
12～17 歳	34,957	35,464	36,010	36,649	37,010	37,449	37,911
総人口	830,103	831,654	835,819	840,522	845,922	852,707	858,639

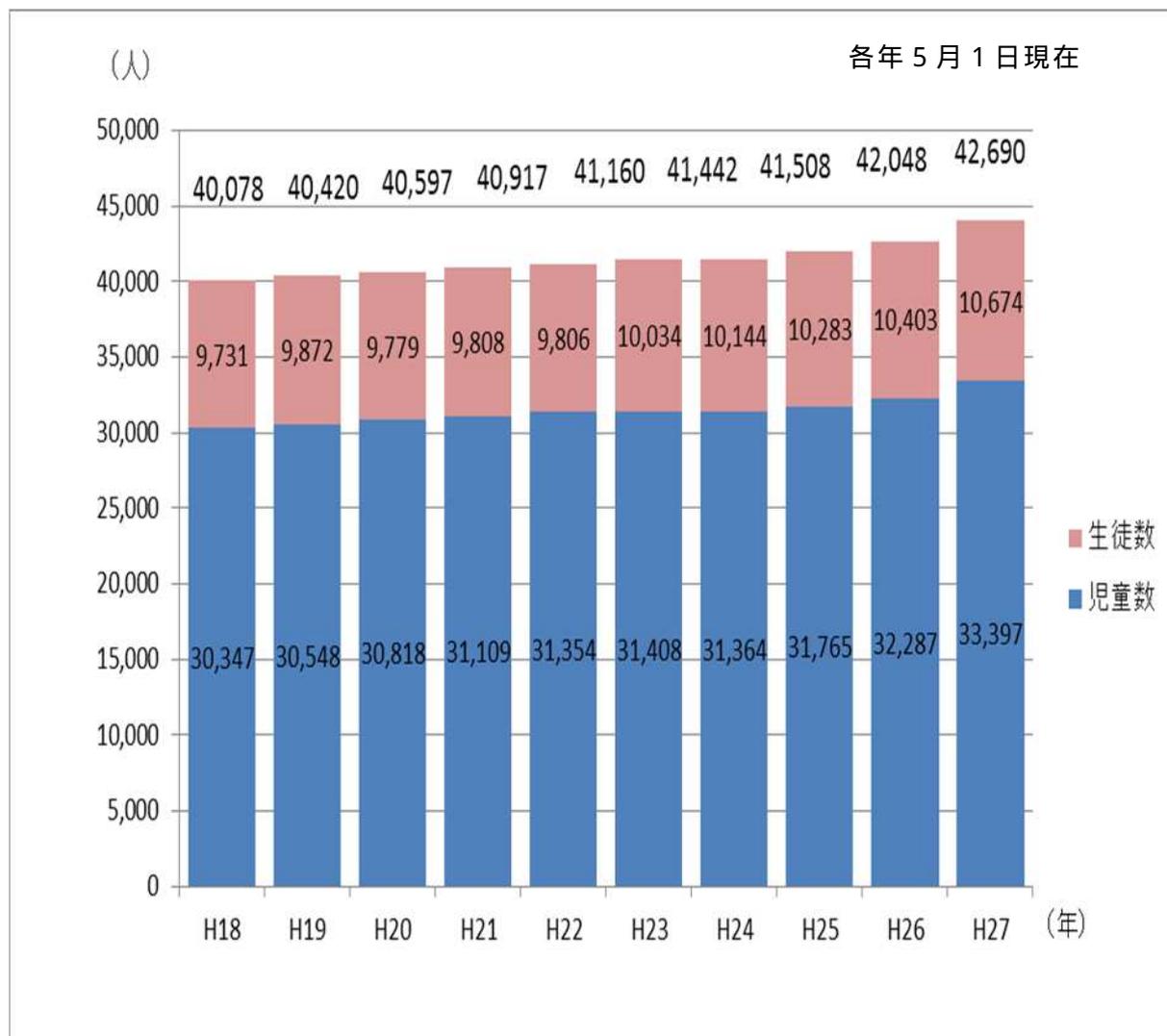
10 年齢別乳幼児の養育状況

単位：人 平成27年4月1日

()内は平成26年4月1日

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育施設	1,337 (1,232)	2,605 (2,483)	2,783 (2,667)	2,450 (2,281)	2,293 (2,208)	2,153 (2,096)	13,621 (12,967)
	17.1% (16.6%)	35.0% (34.4%)	38.6% (37.05)	34.4% (32.3%)	32.4% (31.8%)	30.9% (30.6%)	31.2% (30.4%)
幼稚園等	0 (0)	0 (0)	6 (5)	3,411 (3,590)	4,201 (4,278)	4,291 (4,313)	11,909 (12,186)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	47.9% (51.0%)	59.3% (61.5%)	61.5% (62.9%)	27.3% (28.5%)
家庭・ その他	6,497 (6,186)	4,845 (4,737)	4,411 (4,542)	1,261 (1,170)	588 (463)	530 (446)	18,132 (17,544)
	82.9% (83.4%)	65.0% (65.6%)	61.3% (62.9%)	17.7% (16.6%)	8.3% (6.7%)	7.6% (6.5%)	41.5% (41.1%)
乳幼児人口	7,834 (7,418)	7,450 (7,220)	7,200 (7,214)	7,122 (7,041)	7,082 (6,949)	6,974 (6,855)	43,662 (42,697)

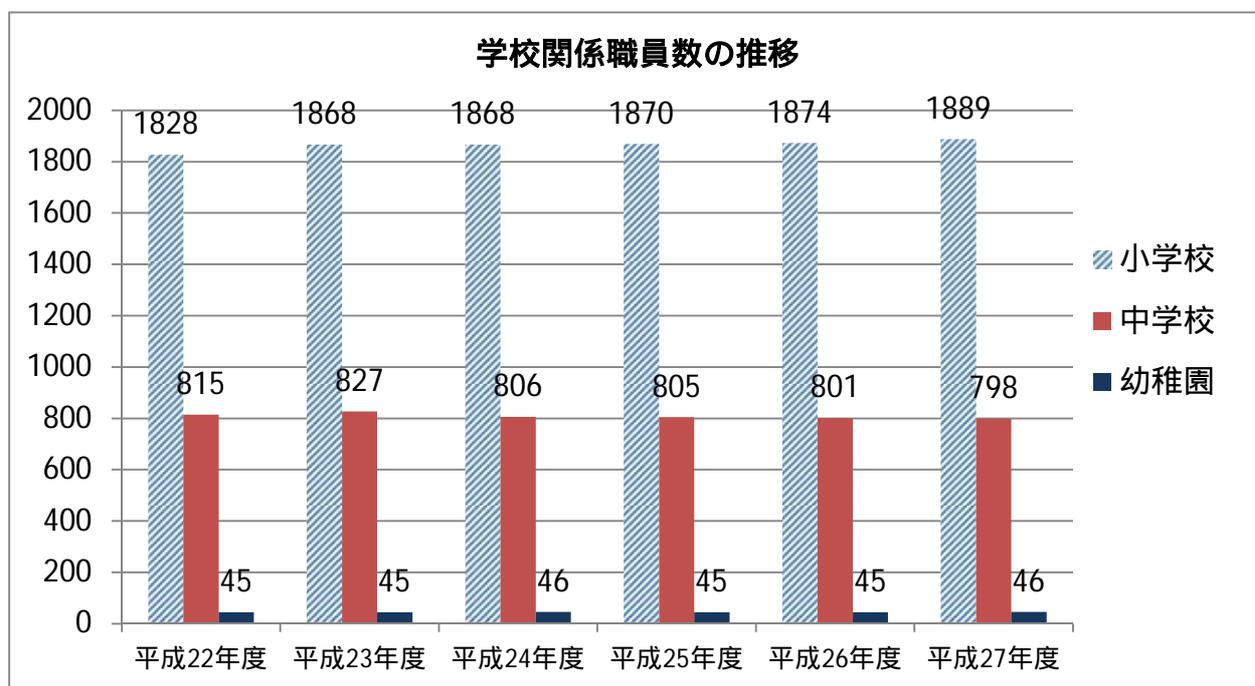
1 1 区立小学校児童数・中学校生徒数の推移



年度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	
小学校	児童数	30,529	30,744	31,035	31,330	31,574	31,631	31,591	32,015	32,526	33,397
	学級数	1,002	1,007	1,027	1,042	1,052	1,063	1,084	1,101	1,127	1,156
	校数	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
中学校	生徒数	9,889	10,055	9,972	10,034	10,036	10,237	10,330	10,491	10,617	10,674
	学級数	319	320	320	325	333	337	332	343	342	350
	校数	31	31	31	31	31	30	29	29	29	29

1 2 区立学校の学校関係職員数の推移

(1) 学校関係教職員数



(2) 学校関係教職員数

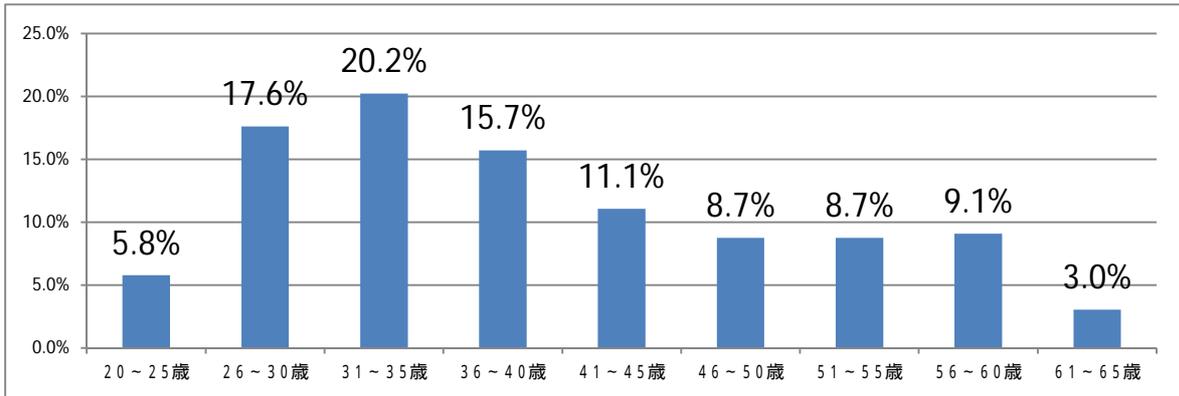
単位：人 平成27年5月1日現在

	都 職 員											区 職 員						合 計	
	校 長	副 校 長	主幹教諭		指 導 教 諭	主任教諭		教 員			事 務	栄 養 職 員	副 園 長	主 任 教 諭	教 諭	事 務	学 校 主 事		警 備
			教 諭	養 護 教 諭		教 諭	養 護 教 諭	教 諭	養 護 教 諭	栄 養 教 諭									
小学校	64	65	116	6	7	617	40	707	25	1	64	29				18	130		1,889
			(5)			(71)		(58)											(134)
中学校 (施設課含) (調理場合)	29	30	82	3	3	185	18	325	8	1	29	11				17	39	18	798
			(4)			(20)		(31)											(55)
幼稚園													10	15	21				46
合 計	93	95	198	9	10	802	58	1,032	33	2	93	40	10	15	21	35	169	18	2,733
			(9)			(91)		(89)											(189)

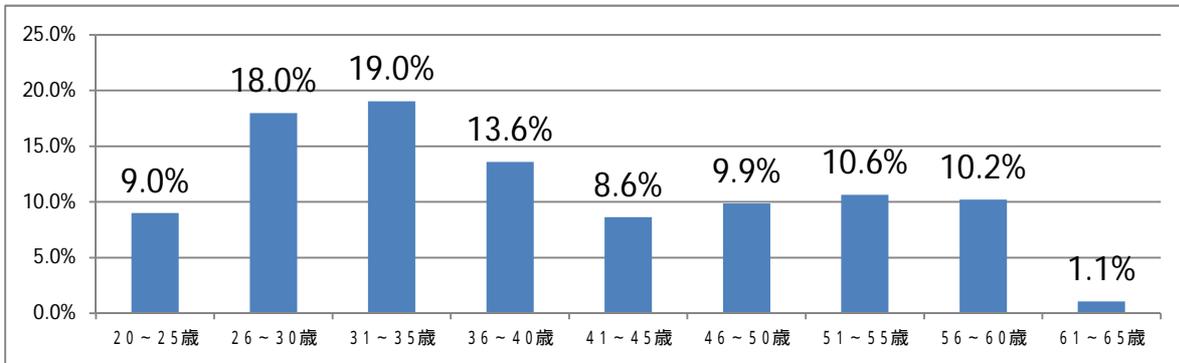
()は特別支援学級担当の再掲
都職員は再任用を含む
区職員は再任用(フルタイム勤務)を含む

1 3 公立小・中学校教員年代別構成割合

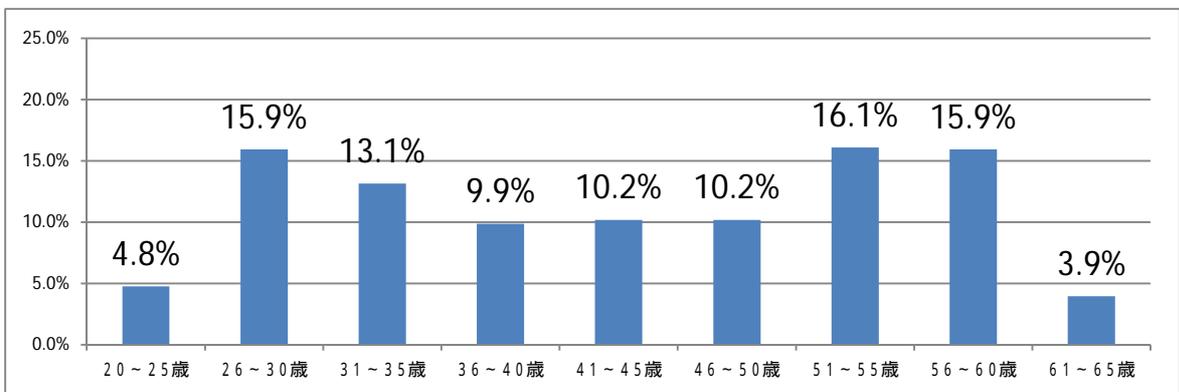
(1) 区立小学校の教員年代別構成



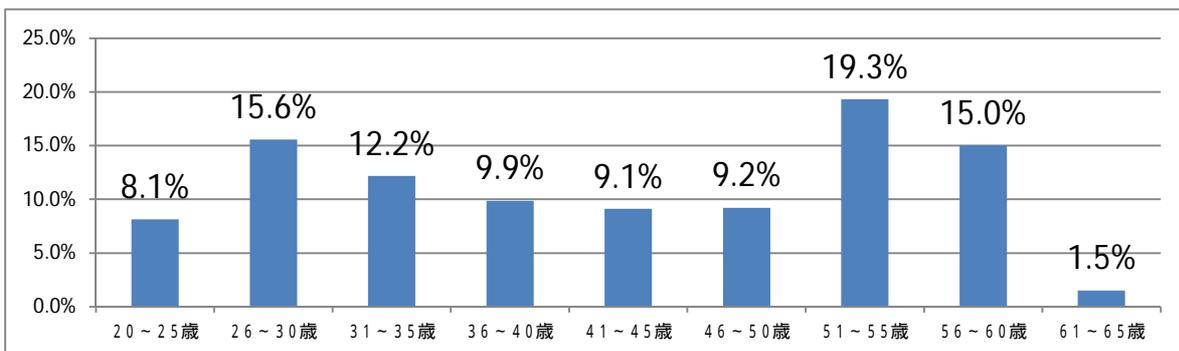
(2) 東京都公立小学校の教員年代別構成



(3) 区立中学校の教員年代別構成

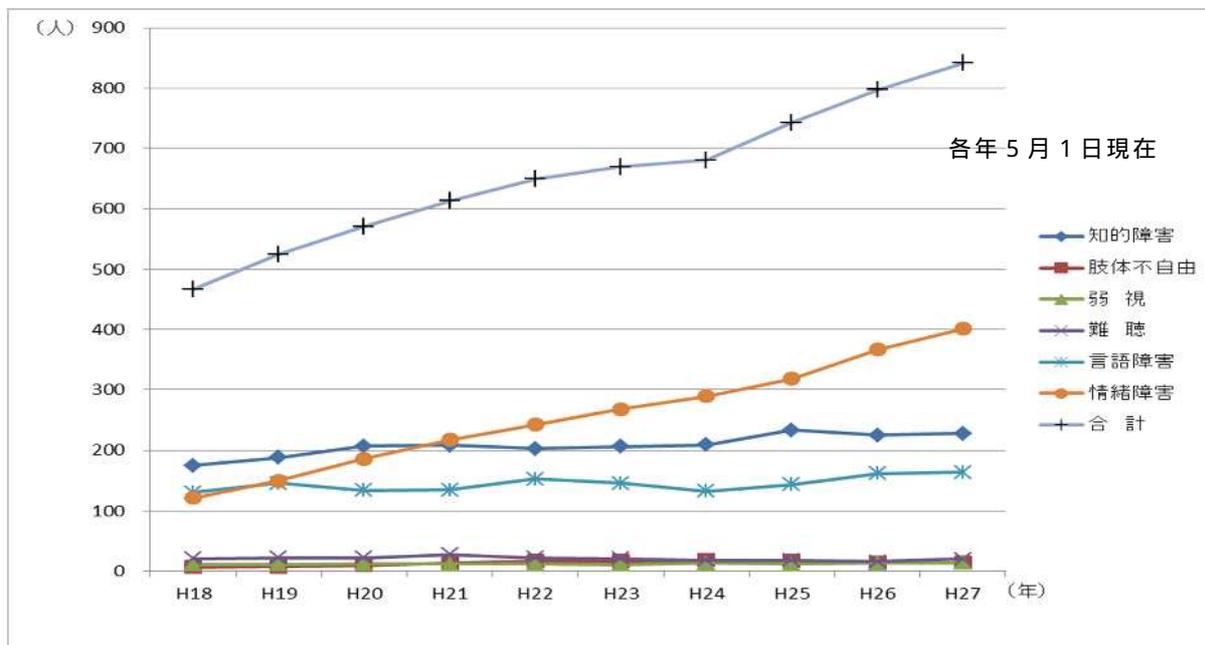


(4) 東京都公立中学校の教員年代別構成



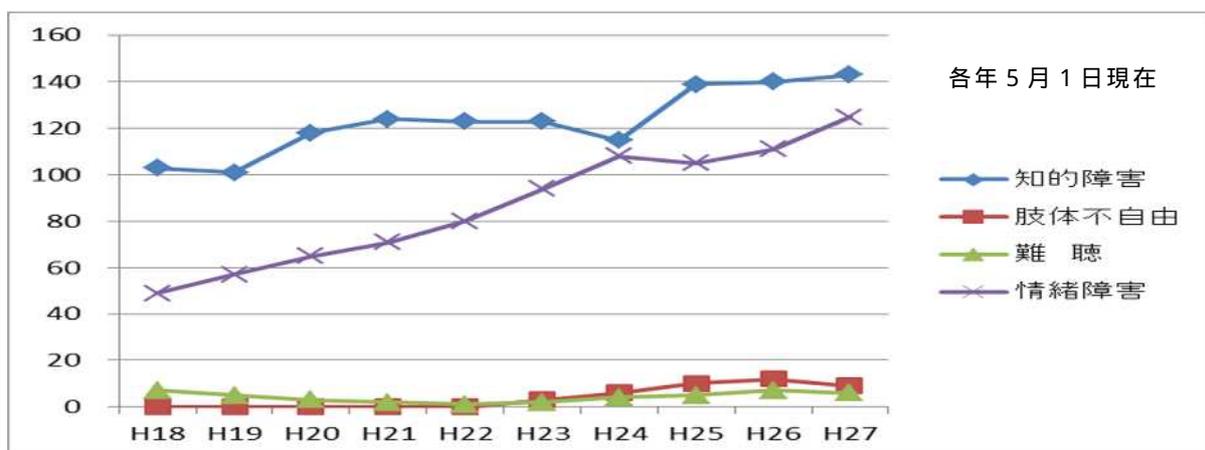
1 4 特別支援学級の現況

(1) 特別支援学級に在籍する児童数 (小学校)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
知的障害	175	188	207	208	203	206	209	233	225	228
肢体不自由	7	8	10	13	17	17	18	17	14	14
弱視	11	11	12	12	12	11	13	12	13	14
難聴	21	22	22	28	22	21	18	18	16	20
言語障害	131	146	134	135	153	146	133	144	162	164
情緒障害	122	150	186	217	242	268	289	318	367	401
合計	467	525	571	613	649	669	680	742	797	841

(2) 特別支援学級に在籍する生徒数 (中学校)



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
知的障害	103	101	118	124	123	123	115	139	140	143
肢体不自由	0	0	0	0	0	3	6	10	12	9
難聴	7	5	3	2	1	2	4	5	7	6
情緒障害	49	57	65	71	80	94	108	105	111	125
合計	159	163	186	197	204	222	233	259	270	283